

土木森林環境委員会会議録

日 時 平成22年3月8日(月) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後4時02分

場 所 第1委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 石井 脩徳
委 員 中村 正則 木村 富貴子 内田 健 中込 博文
河西 敏郎 小越 智子
委員欠席者 森屋 宏

説明のため出席した者

森林環境部長 小林 勝己 林務長 前山 堅二
森林環境部次長 宮島 茂 森林環境部次長 山本 正彦
森林環境部技監 石山 利男 森林環境部技監 渡邊 晴夫
森林環境総務課長 望月 洋一 環境創造課長 小野 浩
大気水質保全課長 時田 寛幸 環境整備課長 橘田 恭
みどり自然課長 神津 孝正 森林整備課長 宇野 聡夫
林業振興課長 安富 芳森 県有林課長 佐野 克己 治山林道課長 深沢 武

議題

(付託案件)

第37号 林道事業施行に伴う市町村負担の件
請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

(調査依頼案件)

第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
第18号 平成22年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第27号 平成22年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。
また、請願第20-11号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午後4時2分まで森林環境部関係(午前11時54分から午後1時2分までと午後2時46分から午後3時1分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（環境学習指導者派遣事業について）

木村委員

森の8ページの環境学習指導者派遣事業について伺います。

環境に関する知識・経験等のある人材を募集・養成とあるんですけれども、環境アドバイザーというのは、現在エコティーチャーと呼ばれている方たちとは別の方を養成するということでしょうか。その内容について、例えば、どれくらいの時間とか、資格、何を予定しているかなど、お答えください。

小野環境創造課長

環境アドバイザーというのは、環境省が認定をしている制度だと承知をしていますが、このエコティーチャーにつきましては、県が独自に認定をしている制度で、今年度から始めた制度です。今委員がおっしゃったように、例えば過去に環境アドバイザーの経験がある方や、あるいは教員の経験がある方など、一定の経験がある方を県が募集をしまして、その後指導するための技術研修を、今年度は、環境科学研究所におきまして6回ほどいたしました。その6回の研修を受けていただいた方、20名でございますが、最終的にエコティーチャーとして登録をさせていただきますまして、各地域に出向いて行って、いろいろな環境に関する講演会とか、あるいは学校等で、環境活動に関する指導、説明、助言等を行っていただいているものです。任期につきましては、ことしの10月から2年間となっております。

木村委員

その方たちが、その下段にある学校等への環境教育の指導者にもなるということでしょうか。

小野環境創造課長

学校等から要請があれば、行って講演等を行うことも当然ありまして、そういう実績もございます。

（やまなし環境学習プログラム策定事業費について）

木村委員

要請があればということですが、3番のやまなし環境学習プログラム策定事業費のほうに入ります。ここに書いてある県の特色である豊かな自然エネルギーというのは、クリーンエネルギー、いわゆる太陽光とか水力発電のことかなと思うんですけれども、プログラムの策定と書いてありますが、どんな人たちによって策定をされるんですか。

小野環境創造課長

これにつきましては、民間の皆さん方に委託をして、プログラム策定をしていると考えています。現在、そういった活動をなさっている団体が幾つかございますけれども、現実問題として、まだ県内には実際にプログラムという形で、マニュアル的なもので残っているものがごくわずかしかございません。そういったものをマニュアルにしておけば、それさえ見れば、だれでも、どこに行っても同じような環境学習の指導者になれるということから、こういったプログラムを策定して、最終的には県のホームページにも掲載をした上で、どなたにでも使っていただけるようなプログラムにしてまいりたいと考えています。

木村委員

県民総参加というか、活動している県民の方たちの意見も入っていくことは大変いいことなんですけれども、これは学習プログラムということですね。

学校等で、ということが書いてあるんですけれども、今の話では学校とは、別問題ということなんですか。

小野環境創造課長 このプログラムをつくりまして、当然、学校におきましても、いろいろな教科のときにこのプログラムを使っただけのように考えています。現在、教育委員会とも連携をいたしまして、各学校で学習指導計画をつくるに当たっては、こういった環境学習のプログラムをつくるので、これを活用する中で、児童・生徒の皆さん方に環境教育をしていただきたいという話もしてございます。策定をするに当たりましても、教育委員会と連携をしながら策定をしてまいりたいと考えています。

木村委員 学校がかかわるといことは、学校の現場の意見、先生方の意見も聞いていかなければいけないと思います。これは、先ほど養成された、上段の20名が主になる、その方たちが主にこのプログラムの策定をしていくということになるんですね。

小野環境創造課長 プログラムの策定自体は、エコティーチャーの皆さん方をお願いするのではなく、いわゆるコンペ方式で、県がこういう内容のプログラムを策定していただきたいという仕様書をつくりまして、それに対して、どういう団体かわかりませんが、今我々が幾つか考えている団体はもちろんございますけれども、そういった環境に関する団体に手を挙げていただきまして、民間団体のノウハウとかお知恵みたいなものをうまく出していただく中でと、考えています。当然そのエコティーチャーの皆さん方の中で、策定に対しまして手を挙げていただける方もいらっしゃるかと思いますが、エコティーチャーの方にプログラムをつくっていただくということではございません。

木村委員 では、先ほど、小学校の低学年、高学年と中学校で、子供のときからの環境が大切だから環境学習を行うという話を伺いましたけれども、今の先生は大変忙しいんですよ。忙しい先生方に、学校の中に取り入れてもらうということは、それだけでも大変だと思うんですけど、今お話しになった、このエコティーチャーとかそういう方たちも継続的に学校にかかわるといようなこともお考えでしょうか。

小野環境創造課長 まさしく委員御指摘のとおりでございます。やはり環境学習をやるためには、それなりに先生方が事前にいろんな準備をしなければならぬ、安全性等についても考えなければならないということで、非常に大変だと我々も認識しています。

そこで、このプログラムを使うことによりまして、先生方の事前の勉強が少しでも楽になるように、ある程度順序立てて必要なものとか、法令的に何があるかとか、あるいは安全性はどうかとか、そんなことも含めまして、このプログラムの中にマニュアルを記載していきたいと考えております。今委員がおっしゃったように、環境教育をやっていただくことは、先生方の負担になるんですが、その負担がかなり軽減されるような工夫はしていきたいと考えているところです。

それから、エコティーチャーの皆さん方につきましても、当然学校に行って、この新たなプログラムを使って、学校で御指導をいただくということも当然考えております。

木村委員 義務教育課ときちんとした打ち合わせをすることがまず大事であります。それをきちんとなしなと。それから、具体的に実践をしていく、去年、たしか緑のカーテンが何かの冊子に載っていて、すばらしいなと思いましたが、実践をする

ということが入っているのかということですね。

小野環境創造課長 このプログラムの中にも、当然体験とか興味を持っていろいろやるということが大変重要だという観点から、体験的なことも当然プログラムの中に盛り込んで、座学で聞いているだけではなくて、実際に現場に行ったりしながら、体験ができるようなものにしていきたいと考えています。

木村委員 実践後に、例えばコンクールをするとか、一生懸命やったところを褒めたりという工夫をすると、より一層効果が上がると思いますので、そのことについて。それと、エコティーチャー、その指導者が学校にある程度張りつくというようなことは考えていないんですか。

小野環境創造課長 そうですね、各小中学校等で実際行われました活動を広く周知をすることは大変重要だとは思いますが、この策定事業の中では、今のところそれは考えていません。当然、教育委員会等と連携をする中で、県民の皆さん方に周知ができたらいいと思います。

それから、エコティーチャーの皆さん方を学校に常駐というか、配置をしたらということだったと思いますけれども、エコティーチャーにつきましては、当然1回1万2,000円の謝金をお払いしまして現場に行っていただいています。常駐をしてそこに行くということになりますと、予算づけの面もございまして、苦しいわけでございますけれども、ただ、その辺はエコティーチャーの皆さん方がボランティアでしていただければ、クリアできるのかなという考えもございまして。それにつきましては、今後検討してみたいと思います。

（環境教育推進費について）

木村委員 先ほどの森4の環境教育推進費、これも指導者を使えるようになったんですか。ここに、児童・生徒、一般県民とありますが、これはまた別の環境教育の実践ですか。この関係はどうなっていますか。

望月森林環境総務課長 この森4の環境教育推進費は、環境科学研究所において行われる環境教育です。環境科学研究所に訪れる小学生や中学生等を対象とした講座を開くものでございまして、エコの事業とは若干違うと思います。

（エコ事業者シンポジウムの開催事業費について）

木村委員 わかりました。何か金額的にこちらへも少しつけばいいかなと思いました。続いて、森9のエコ事業者シンポジウムの開催事業というのは、どういう業者のことか、業者数、その内容を教えてください。

小野環境創造課長 ここは特に、業者や業種を指定しているわけではございません。基本的には、課別説明書にありますとおり、いわゆる今、県が地球温暖化対策条例で定めております排出抑制計画や自動車環境計画、こういったものへの参画を促すために、あらゆる事業者に声をおかけしまして、先進的な取り組みをやっている事業者の方の事例発表とか、講演会等を行います。それを通じて、より多くの事業者にそういった取り組みがなされ、ひいては山梨県全体の二酸化炭素、温室効果ガスが削減されるような取り組みをしていきたいと考えています。

（エコライフ県民運動推進事業費について）

木村委員 新しい取り組みで、一般家庭、さらに事業者にも進めていくということが、2

番のほうへ連動して入っていると思うんですね。今まではマイバッグとかマイはしとか別々に運動していたんだけど、それを連動させて、新しく総合的な活動として進めていきたいということだと思うんですけど、今後のスケジュール等はどんなふうになっていますか。

小野環境創造課長 エコライフ県民運動のスケジュールということでしょうか。

これにつきましては、4月に募集のためのチラシをつくりまして、5月から基本的に関係する事業者さん、例えばマイバッグであれば、これまでもやっておりますので御承知のとおりスーパーさんとかクリーニング店さん等を中心に呼びかけをしたいと思っております。例えばマイはしであれば、喫茶店とか飲食店といったところ、またエコドライブであれば自動車の販売店さん等々に声をかけたいと考えています。そして、5月から8月くらいまでにこういった県民運動に協力をしていただけるような協力店を募集いたしまして、9月にはそれをまとめた上で、10月には協力店の皆さん方を何らかの形で広報する中で、県民運動として10月から立ち上げていけるようにしたいと思います。

木村委員 大体の目標はないんですか。どれぐらいの参加者なのかとか。

小野環境創造課長 現在、エコライフ県民運動では7つの項目を考えております。マイバッグ、マイはし、マイボトル、エコドライブ、それから緑のカーテン、環境家計簿、そしてリユースビンの利用を考えておりますけれども、該当する、それに関連をする事業者が、我々のところでタウンページで調べますと、おおむね5,000、4,800くらいあると考えております。そのうち、1,500から2,000くらいの事業者の皆さん方に協力をしていただければ、ありがたいと考えていまして、それに向けて準備をしたいと思っております。

木村委員 何か目標が低いと思います。高くすることと、削減はどのくらい見込んでいるか。ちょっと難しいかもしれませんが。

小野環境創造課長 この運動で特にどのくらい効果があったかという、効果測定というんでしょうか、それはちょっと難しいと思っております、具体的にどのくらいのCO₂を削減するという目標は立ててはいません。

木村委員 ぜひ、こういうことを進めながら、削減は数値で出てくるわけですから、数値的なものを示していただけるように希望します。

最後になりますけれども、ちょっと身近なことで気がついたことなんですが、職員の方と市町村に行ったときに発想をしました。それで、皆さん方も県の職員としていろんなことを発想しながら、いろんなことに取り組んでいらっしゃることはよく承知をしています。本当に主婦の目線なんですけれども、お弁当を買いに行ったり、それから、大勢の県庁の職員の皆さんがお弁当をとっている。せめて県職員の皆さんは机の中にマイはしを持っていて、弁当の業者には、はしは要らないというふうなことをしていただきたいと思うんですが、部長さん、どうですか。

小林森林環境部長 木村委員さんから身近な取り組みということで御質問をずっといただいてきたという認識でおります。やはり、おっしゃるとおり、県の職員も率先してそういう取り組みをしていく必要があるだろうということ、それから、県内の新たな取り組みとして、職員は、環境マネジメントシステムということで、やはり身

近なところからの取り組みを本年度から始めています。そういう検証を年4回行うということで、細かな取り組みをしていく必要があります。県庁職員も地域での生活者という立場がございますので、やはりそういった取り組みに積極的に関わっていく必要があるかと思っておりますので、委員の御意見もよく伺いしておきたいと思っております。

（環境教育推進費について）

内田委員

先ほどの、木村委員の環境教育関係の関連で質問したいんですけど、先ほどの答弁だと、環境科学研究所のほうの予算だから、これは別だということだったんですけど、私も同じことをずっと考えておりました。環科研のほうは、たしか2億5,000万円ぐらい、年間の予算をとっていますよね。もともと、何のためにこの環境科学研究所をつくったのか、私なんか、本来は国がやるべきことだと思っているけれども、それを山梨県がわざわざ率先してやったということは、やはり県民にいろんな意味で還元をすることが絶対に必要だと、私は思っています。そこで、例えば先ほどの木村委員とのこの議論の中で、民間委託をして学校教育の中で必要なプログラムみたいなものをつくるんだということだけ、それこそまさに、環境科学研究所のほうでつくらせたらいいのではないですか。2億5,000万円もの予算を使って活動している中で、学校の子供たちが行ったときにそういう教育もあそこでするわけでしょう。学校のほうからこっちへ来たら、おれたちも教えるのではなくて、そういうのもつくっていくというふうに変えていったらどうですか。そういう発想の転換みたいなことをしていかないから、いつまでたっても、環境科学研究所って一般の人たちになじみがないんですよ。研究をしているという意識はあるんだけど、やっぱりこれだけのお金を使っているということは、県民にいろんな形で還元をすべきだと、私は思うんですよ。

そういう中で、学校教育の中に環境教育というものを取り入れなければいけないと言っているんだから、例えば学校の先生の指導にしても、環境科学研究所が責任を持ってやればいいのではないですか。先ほどの議論を聞いていて、私はそう感じたんですけども。これ、多分、担当課が違うという話になってしまうと思うけど、私はそうではないと思うんだよね。

小野環境創造課長

委員御指摘のとおりでございますが、環境科学研究所のほうは、どちらかといいますと、同じ環境教育でも自然系の環境教育が強うございまして、現実問題として……。

内田委員

それは、だれが決めたのですか。

小野環境創造課長

私はちょっと古い資料しか持っておりませんが、平成19年度におきましては、各種の自然環境教育のプログラムのために2万人ぐらいの皆さん方が来ているということもございます。実際には、自然観察会をやっていたり、あるいは環境体験講座、森を楽しむ会とかキャンドルづくりとか、きのこの会というような自然環境につきまして、かなりの講座をやっていると聞いています。ただ、我々が今承知しているのは、生活環境系の分野に強い方がいらっしやらないということもございまして、民間のノウハウを活用して、このプログラムをつくるということで、民間委託を考えたということです。

内田委員

自然環境をメインにやっているというんだけど、時代が変わって、今まさに自然環境と我々の人間環境なんていうのは一緒なんですよ。自然環境の中で我々は生活していくわけであって、そういう中でダイオキシンの研究だってしているで

しょう。私は前にもこの議論したことがあるんだけど、環境科学研究所が我々のところにも研究という雑誌を年間に何回か送ってきます。あれは、我々が読んでみたってなかなかわからない。そういうものもいいんですよ、もちろんいいんですけど、私は、本来それは国がやるべきことだと思っているの。山梨県はそういうものをつくってしまったんですよ。ほかの県に率先して、環境首都だとか、環境日本一ということをやったあの時代につくったんですよ。そういうものも結構なんだけれども、今一番大事なことは、この身近な生活に関連している環境の部分なんです。そういうものに還元できるような研究をして、教育の中にも入れていくべきだと言っているんです。そういうふうに方向転換を図っていったほうが、私は絶対いいと思いますよ。そんな自然の部分にだけ特化している必要はないと思うんだけどね。

幾らこの委員会でこの議論をやってみても、多分変わらないんだよね。だから、ぜひ、本当は委員会の中で特別委員会みたいなものをつくってやってもいいぐらいなんだよ。そのくらい、私は環境科学研究所というものが、一般には還元してないと思っている。ぜひ検討してください。

望月森林環境総務課長 やっぱり環境科学研究所が、県民の皆さんに伝える成果を出すことが非常に大事だと思っています。

内田委員 思っていたら、変えなければだめだよ。

望月森林環境総務課長 還元して、使えるものを出せることが、すべての研究機関について必要なことだと思っています。委員の御指摘は、また検討させていただきたいと思いません。

（住宅用太陽光発電設備設置費補助金について）

内田委員 何のための研究かということを前提に考えるべきだということなんです。もう一点。

森の10、新規の住宅用太陽光発電安全・安心普及促進事業費というのが計上されているんだけど、これを読んでみますと、下に「県民が安全・安心に太陽光発電設備を導入できるよう各種制度の周知」とありますよね。各種制度の周知ということは、こういう制度がありますよということだと思うんだけど、このやまなしグリーンニューディール計画推進事業費は6億円近いお金を投入するわけで、積み立てた基金を入れているんだと思うんだけど、この中で、一般の住宅にかかわっているのは、新築ではなくて、今まで建てた住宅に太陽光発電の設備をする。しかも、事業者さんに現金で払ってはだめで、お金を銀行などから借りて、そういう設備をして、その利子の一部を補給するというだけでしょ。これだけの予算がありながら、一般の人は絶対そういう感じを持つと思うんですよ。太陽光発電、太陽光発電と言っていながら、県がかかわっている部分というのはこれだけで、5,000万円を計上したということでしょう。それも中古住宅ですよ。この380軒というのは、そうですね。10万円ずつにして3,800万円だから、平均すると十何万ぐらいですよ。そのくらいの利子補給をしてやるということでしょう。

これも、かけ声が高い割には、県のお金の使い方がおかしいと思うんだけど、これ、どうしてこうなるんですか。

小野環境創造課長 委員御指摘のとおり、本県の住宅用太陽光発電設備の補助金につきましては、自己が所有する住宅に居住をすることと、それから、金融機関等から融資を受け

て設置をした場合に、利子相当額の1%を補助金として出すということになっておりまして、しかも対象は新築はだめで、既存住宅に限っております。

なぜ、新築を対象とせずに、既存住宅としたかといいますと、新築の住宅の場合には、ほかの工事とあわせてやりますので、コストが比較的安く仕上がります。例えば、既築の住宅ですと、新たに足場を設置しなければならないとか、あるいは電気の配線工事も最初からやらなければならないということがございます。国の新エネルギー財団が出している統計でも、新築の住宅では、大体1キロワット当たり50数万円かかるけれども、既築の住宅では、一般的には70万円ちょっとだろうということで、新築に比べまして既築の住宅は1キロワット当たり十数万円ぐらいコストが高くなってしまいます。そこで、我々のところでは、その既築の住宅の設置が進むようにということで、既築に限って補助の対象としたところ です。

あわせてまして、融資に限ったこととございますけれども、例えばローンを借りて新築をした場合には、太陽光発電施設の部分も含めましてローン減税の対象となります。年末の残高に対する1%ぐらいがローン減税として対象になり、それが10年間認められますので、大体、ローン減税で19万円ぐらいは減税の効果があるだろうと国の試算がされています。したがって、そちらのほうでも新築のほうはある程度有利というか、国のほうで手当がされていますので、県におきましては、その部分は対象としなかったということです。

内田委員

そうすると、今の県の考えだと22年度はこういう形で、その次もまたそういうことですね。この点については、一般の県民には、このお金は使わないということだよね。今の説明だと、新築の場合は、別のほうで恩恵が受けられるから、それでいいということだよね。

そうすると、この6億円近いお金は、ほとんどが公共、例えば学校が何かやるとか、あるいは市町村が何かやるかということへ使っていくと考えていいということですね。県のお金は、基本的にはもう個人の住宅へは、これ以外は使わないということだね。

小野環境創造課長

現状におきましては、この5億9,000万円の大部分は、グリーンニューディール基金で、国からの補助金を活用している事業です。その基金で認められている事業につきましては、基本的には、県で率先導入をする部分、あるいは市町村に助成する部分、それから、民間事業に助成する部分ということで認められていますので、グリーンニューディール基金に関する部分につきましては、個人住宅は入っておりません。

内田委員

そうすると、市町村などに補助しているはずですね。県が声高にクリーンエネルギーだと叫んでも、一般の県民とのかかわりというのは、まさに既存の住宅へ、しかも借金をして設備をつけて、その利子の一部でも補給するという方法しかないということなんだね。県の金、あるいは国から来た金は縛りがあり、使えないということでしょう。

小野環境創造課長

現状においてはそのとおりです。

内田委員

よく補助金というのは個人のことは使えないと言うんだけど、今の時代、まさにその部分にメスを入れて、県費もそういうことに使える、あるいは国のお金も使えるようにする。今まさに、エネルギーの関係を飛躍的に進めていくことは、やっぱりその部分を考えていかないと。幾ら声高に叫んでも、6

億円ぐらいの予算が来たって、実際に使えるのは5,000万円ぐらいしかない。これだって、380軒が応募してくるかどうかも、わからないわけですよ。そういう状態だから、この辺も国への働きかけみたいなものが必要なんだけれども、国から来るお金というものも考え直していく時期に来ているのではないかと感じています。これは答弁はいいです。

（最終処分場管理事業費について）

小越委員

森17ページの最終処分場整備資金等貸付金についてお伺いします。

22億2,000万円ですけれども、建設にかかわる貸し付け15億円と、通常の貸し付けのほかに、新たに7億円運営費として貸し付けるということです。経営審査委員会報告書にある、県においては、運営費に対する補助金や無利子貸付金など財政支援を行っている例もあるという、これを受けて検討されたのかと思うんですけど、運転資金である収入が予定よりも少ないので、運営費が回っていかなかったために、7億円を追加で無利子貸し付けするということですか。

橘田環境整備課長

これにつきましては、操業開始後はその料金収入等によりまして、運営費や償還金を賄いまして、貸付金を順次減らしていくという予定でした。けれども、搬入実績が依然として厳しい状況にありまして、料金収入が計画を下回る見込みだということですので、建設費分だけでなく、環境整備センターに係る運営に要する経費につきましても、短期の無利子貸し付けを行うことにしたという状況です。

小越委員

ちょっとわからないんですけど、35億円の赤字のほかに、この7億円を余計出すということになるのでしょうか。

橘田環境整備課長

料金収入で賄えない部分につきましては、貸し付けを行っていくということになります。

小越委員

短期貸し付けだから、また来年、貸し付けてということを繰り返してやっていくということですが、もしかすると、来年は7億円ですけれども、その次の年には、また、搬入量が少なく収入が少なかった場合は8億円、9億円とふえていく可能性もあるんですか。

橘田環境整備課長

そういう状況も、このままの搬入状況等が続けば想定されます。

小越委員

それで、現在の搬入量は、計画に対して何%になっているのか、搬入量と受け入れ料金について、計画に対するパーセンテージをお伺いします。

橘田環境整備課長

1日当たりの搬入量が、計画に対しまして約7.6%という状況です。料金収入につきましては、1月末現在の状況の報告をまだもらっておりませんので、申しわけございませんが、後で御報告させていただきます。

小越委員

受け入れ状況も、搬入量はそう変わっていないと思います。

それで、先日、県土整備部にお聞きしたんですが、お答えがなかったのでお聞きします。3月4日付の読売新聞によりますと、廃棄物を県内にということで、総合評価方式の中の項目で加点をして、明野に廃棄物をいっぱい入れるように検討するというお答えでした。森林環境部とすれば、県土整備部と話をして、加点もするとすると、工事で出た廃棄物がどのくらい来るとお考えなんでしょうか。

橘田環境整備課長 公共工事での活用につきましては、新聞報道にもございましたように、その総合評価の評価項目とするということもありますし、例えば工事を発注する際に、センターの利用を促していきます。その努力規定を設けることなどができるかどうか、県として今検討を行っているということです。

あとは、どのくらいの量が見込めるのかということですが、平成14年の建設リサイクル法の施行以来、建設工事におけるリサイクルはかなり進んでいまして、特に公共事業におきましては、コンクリート、アスファルトなどは、ほぼ100%がリサイクルされています。あとは、汚泥や木くずというものにつきましては、リサイクルが80%台という状況です。19年度の最終処分量の実績は、県と市町村の公共工事の合計で約2,600トンという状況です。

小越委員 先日の県土整備部での内田委員の質問にも、リサイクルは100%近いというお答えがありました。

そうしますと、これによっても明野処分場にたくさん入るかどうかわからないという中で、経営審査委員会の報告書に沿う形でこうあったと思います。本会議でも聞いたんですけども、この報告書で35億円というのは、これから景気が上向くことを見込んで35億円としたと。しかし、今のリサイクル率も100%に近く、景気はこれからどうなるかということ、まだそんなに上向いているとは思えません。そうしますと、確定値はもう決まっているので、料金収入がこれをほとんど左右することになりますよね。このままでいっても、35億円ではなくて、もっと赤字が膨らむ可能性があるのではないのでしょうか。先ほど、今回7億円貸すけど、来年、再来年、もっとふえるかもしれないということになりますと、35億円という赤字は、既定の数字ではなく、もっと大きい数字になっていくのではないのでしょうか。

橘田環境整備課長 今お話をされております約35億円という数字につきましては、昨年10月末現在の契約状況をもとに、今後の景気の動向等を勘案する中で、経営審査委員会におきまして、埋立完了後10年間の維持管理期間も終わった平成36年度時点において約35億円の赤字が想定されるということです。

委員のお話にもございましたように、景気の動向等もまだ不透明な部分もございます。それから、管理費等につきましても節減できる部分などがございますので、今この時点で、その35億円が36年度においてどうなるかということについては、申し上げられる段階ではない、状況にはないということです。

小越委員 ということは、35億円はあくまで景気が回復したという前提であり、既定の数字ではなくてまだふえる可能性があるわけですね。そういうことですね。

そうしますと、この収支計画のところにも書いてある35億円は、もっと大きな数字になるのではないかと私は心配しているんです。73億6,300万円という収入見込みに対して、この時点での、経営審査委員会の42億1,300万円、ここの引き算だけでも収入そのものの差額がかなりあるわけですね。それと同時に、経費を見てもらいたいです。管理費が、この予算でいきますと31億1,600万円の予定だった。しかし、この審査報告書によりますと35億7,300万円の経費がかかっているんですね。収入は少なくなって経費はふえている。21年度は予算計画時よりも、かなり低い数字ですけど、収入が少ないにもかかわらず経費のほうはふえるんですよ。これって、収入が入ってこなければ入ってこないほど、経費ばかりかかるということではありませんか。

橘田環境整備課長 収入につきましては、いろんな方策を講じまして、最終処分される廃棄物、県

外に行っている廃棄物につきまして、より積極的に環境整備センターを利用してもらうということで活用策を、県を挙げて取り組みを進めてまいりたいと考えています。

また、経費につきましても、縮減できるところは縮減してやっていく。それで、赤字を極力減らしていくというのが県の方針でございます。

小越委員

だから、収入がふえないのに、経費ばかりかかっているのは事実なんですよ。今回の計画だって、計画に対して収入は減っているし、逆に経費はふえているんですよ。それで、一度、7,300万円という概算収支計画が出されたときがありました。そのときと比べてみると、収入は74億8,300万円でした。それに対して、経費は全部で74億1,000万円、引き算して7,300万円ですけど、このときの経費よりも今の経費ほうが高くてついているんですよ。7,300万円の黒字が出るときに、経費は74億1,000万円でした。今は、赤字35億円ですけど、この経費はもっとかかっているんです。7,300万円の黒字になるというときの計算もおかしいと思っているんですけど、やればやるだけ、どのくらい入ってくるかわからない、経費ばかりがかかる。先日、今やめると赤字が10億円ふえると言いました、その根拠はどこにあるんですか。

橘田環境整備課長

7,300万円の黒字というのは、平成19年3月28日の環境整備事業団の理事会で公表をしたものです。その後、相手の企業とか、あるいは料金を確定する中で、現行の収支計画を出していった、こういう状況です。

すぐにやめたほうが赤字が少ないのではないかと、ということでございますけれども、これは、昨年の経営審査委員会の試算をもとに、環境整備事業団が試算をした状況を、12月のときに御報告をしました。今年度をもって仮に埋め立てを停止した場合は、その支出額については、埋立期間の短縮によりまして、管理費とか派遣職員の人件費等が約9億円減少する。それから、収入につきましては、埋立期間が短縮されますので、料金収入とかあるいは環境モニタリングの補助金等が減りますので、約18億円が減少して、差し引きで約9億円の赤字がさらに上乗せされると、こういう試算をしたことを御報告させていただきました。

小越委員

だから、収入があるという前提なんですよ。それだけ伸びてくるという、その根拠は、本当にあるのかどうかと思うんです。1年前は多分、1,800万円という数字だったと思うんです。それが、今1年後にはマイナス35億円という数字です。どうしてこんなに変わるんでしょうか。1,800万円が、1,000万円になるとか、とんとんになるとかという、これは誤差の範囲かもしれませんが、1,800万円がマイナス35億円というのは、これ、誤差の範囲ではありません。これ、間違いですよ。どうして1年前とこんなに変わるのか、説明がつかないと思うんです。

私は、先ほど、9億円ふえるといった資料を出してもらいたい。それで、この審査報告書でいくと、今より景気がよくなるから、搬入量も上がっていくと言うけれども、今のままの1日当たり7.6%の推移でいったら、5年後はどうなるのですか。その資料を出してもらえませんか。

橘田環境整備課長

約9億円の赤字がふえるというのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、昨年11月の経営審査委員会の報告をもとに、事業団で試算をしたもので、赤字がふえるということです。

委員がおっしゃるように、今の状況がどうなっていくかということにつきましては、その搬入量が今後の動向など、不透明な部分もございますので、それにつ

いての試算というものは現時点ではしておりません。

あと、1,800万円の黒字が、約35億円の赤字になるというのはどういうことかということですが、現行の収支計画は、平成20年、一昨年5月に公表したものでございまして、その料金については近隣の公共関与の処分場の単価を平均したものです。廃棄物の量については、産業廃棄物の実態調査の平均を出して見込んでいたということです。その後、景気の悪化もございましたし、民間処分場との価格競争が想定したよりも非常に大きかった、あるいは処分業者がリスク管理のために、複数の民間の処分場と契約を結んでいる、こういう実態もありまして、当初見込んでいたものよりも収入が大幅に食い違う結果となったところです。

前々からいろいろ御指摘をいただいておりますけれども、その部分の見通しが甘かったという御批判については、真摯に受けとめなければならない、御批判は否めない、甘んじて受け入れざるを得ないのではないかと、このように考えております。

小越委員

その甘んじて受ける前に、20年のときのようにずを見て試算というのは、1年前で、景気が悪くなっているときですよ。どのくらいの予定量かと、大体わかるわけですよ。それを調査もしないで1,800万円の黒字だと、1年前にず一つとっておいて、そして今35億円の赤字になるから、お金をいっぱい使うから、県民の皆さんのためにも、住民の皆さん、5.5年我慢して長くさせてくださいって、それはないと思うんですよ。

そこで、聞きたいんですけども、先日も本会議でお話がありましたように、延長ありきのようなお話がありました。これは、赤字が35億円で、今回もしかするともっとふえるかもしれませんが、赤字が解消されるまで埋めるのか、それとも全部埋まったら終わりにするということですか。

橘田環境整備課長

現行の収支計画につきましては、一昨年の20年5月の公表ですので、景気動向はまだ世界的な同時不況が起きるその前です。

それから、とにかく環境整備センターを活用してもらう。いろんな方策を講じて、県外へ持ち出されて最終処分される廃棄物をそこに搬入をしてもらって、搬入量の増加と収支改善に向けて最大限の努力を傾注していくということです。

そういうことをして、搬入量がどうなるかということを見きわめた上で、埋立期間の延長等につきましては、地元の皆様に誠意をもってお願いをしていきたいと考えております。

小越委員

ということは、5.5年後に、そのときの状況でまた考えるということですか。

橘田環境整備課長

5.5年たったときなのか、それ以前になるのかということですが、いずれにしても、搬入量の増加と収支改善に向けて、とにかくできる限りのことをやった上で、そのときの埋め立ての状況等を見ながら、お願いしなければならない場合には、誠意をもってお願いしていくということです。

小越委員

もう一点お伺いしますけれども、ここの最終処分場にかかわる問題で、安全管理にかかる経費は、来年度予算にどのくらい盛られているのか、今回いつもより多いのか少ないのか。

橘田環境整備課長

安全確保対策費の補助金のごとでございまして、これは、大気とか水質とかの調査を行っていく経費の2分の1を補助していくものですので、別枠の予算立て

をお願いしているところです。

小越委員 金額的にも、回数的にも従来と同じということでもいいんですか。

橘田環境整備課長 そうです。事業団が行う法定回数を上回る検査等の回数につきましては、従来と同じです。法定回数を上回る回数で検査等を行います。

小越委員 安全性の問題の確認です。住民の皆さんがおっしゃるには、電気伝導度がどんどん上がっていると。安全管理委員会の中では、それは何ともないと言いますけれども、そこに住んでいる市民の人にとってみれば、非常に心配な話です。そして、たしか五十何カ所でシートが破れたという話もありました。維持補修にもお金がかかってくると思うんです。維持補修のお金はどのくらい見込んでいるんでしょうか。

橘田環境整備課長 維持補修につきましては、法律に基づきまして、維持管理の積立金を積み立てなければならない制度になっていまして、合計で約4億7,000万円の維持管理の積立金の積み立てを行っていく予定になっております。

それから、今遮水シートが51カ所破れたという話がありましたけれども、51カ所破れたのは遮水シートではなくて、遮水シートを保護するために上に張った遮光性の不織布です。その不織布を鳥がくちばしでつついたということで、引っかき傷ができたところが51カ所で、遮水シートに穴があいているということはありません。済みませんがそこはご理解をお願いをしたいと思います。

それから、あと1点、電気伝導度につきましては、前々からこの委員会でも御質問をいただいているところでございますけれども、電気伝導度は、電気の流れやすさを示す指標で、水の中にどのくらいのイオンが溶けているのかという目安になるものでございまして、水の有毒性を検知する数値ではございません。40種類の物質等について、明野では、法令を上回る排水基準を設けて、河川の検査とか井戸水のモニタリング調査を定期的に行っていますけれども、その検査結果はすべて基準を満たしている、こういう状況です。

小越委員 4億7,000万円の維持補修の積立金ということですが、一般廃棄物を入れるとなると補修に金がかかるから取り入れないと言ったんですけれども、4億7,000万円で、今後ずっと維持管理のお金は賄えるんでしょうか。5.5年を延長して10年とか15年にしたら、施設の劣化はかなり進むと思うんです。そして、鳥がつついたからシートが壊れるというのは、春になり、もっと鳥がいっぱい出てきて、もっと穴があくのではないのでしょうか。鳥がつつただけで穴があくというのも、ちょっとわからないんですけど。

4億7,000万円の積立金しか維持管理費がないのであれば、5.5年を延長すれば、施設の劣化とかありますので維持管理にもっとかかります。そうしたら、積立金はどうなるんですか。それで、賄えるんですか。

橘田環境整備課長 積立金につきましては、当然維持管理の年数ですとか、埋め立てをしている廃棄物の状況とかを勘案しながら、法律の基準に基づいて積み立てをしていくものです。先ほどの維持管理費については、埋立期間の5.5年とその後の管理期間の10年間ということで想定をして、積み立てをしているものです。

小越委員 ということは、5.5年を延長したら、この維持管理費4億7,000万円で足りないわけですよ。もっとお金がかかるわけです。水処理だってしなければなら

ないし、管理費はもちろん経費ももっとかかります。

そうであれば、もっとお金がかかってくると思うんです。ぜひとも、資料を出してもらいたい。維持管理費が、今のままの推移でいったらどうなるのかというものを。だって1,800万円が急に35億円になるんですよ。前5,000万円とか7,000万円だったものが1,800万円になり、突然35億円になるというのは、それはちょっと理解しがたいと思うんです。

そして、もう一つお伺いするんですけれども、3月4日の読売新聞に、「廃棄物、県内に」項目を追加とあり、建物を解体して出るアスベストなどの搬入が見込めると書いてあるんです。県によると、明野処分場に搬入が見込める廃棄物としては、建物の解体時に出るアスベストやリサイクルできない瓦れきなどがあるというのですが、アスベストは今どのくらい入っているんですか。

橘田環境整備課長 アスベストにつきましては、2月末現在、合計で262.10立方メートルの受け入れを行いました。

小越委員 何で一般廃棄物を入れないことにしたんですか。

橘田環境整備課長 一般廃棄物の焼却灰については、明野の計画をしていた当時、平成9年ごろだと思いますけれども、そのときに、全国的にダイオキシンの問題が出ました。所沢の野菜の関係でダイオキシンの問題が出まして、全国でダイオキシンへの不安が広がったということです。県として、その平成11年の時点で、焼却灰については溶融固化したものに限りということ、スラグ化したものだけを受け入れるということにしたものです。そういう一般廃棄物の焼却灰の議論に終始をしてしまったために、一般廃棄物のうちの焼却灰以外の安全性に問題のない家庭から出る燃えないごみの分別した後の残り物、例えば茶わんのかげらとかのような瀬戸物みたいなものとか、あるいは道路清掃ごみといった一般廃棄物と産業廃棄物の混合廃棄物なんです。道路清掃はそれぞれの皆さんの御家庭の玄関とか門の前を掃く普通のごみと同じなんです。そういうものも入らなくなっているという状況です。

小越委員 それなら一般廃棄物については、埼玉県ダイオキシンの話があったので、やめたということですね。それをやめたのに、もっと危険なアスベストの受け入れがどうして262.10立方メートルあり、そしてまた、これからも入れようとしているんですか。

橘田環境整備課長 一般廃棄物の焼却灰につきましては、当時は確かにダイオキシンの問題がいろいろ取りざたされておりましたが、その平成9年から10年にかけて、全国で一般廃棄物の焼却施設の改修とか新設を行いまして、高温で燃せば、ダイオキシンは焼却灰の中に入ってきません。そういう施設になっていますから、当時はそういうことでやったんですけれども、今は焼却灰についても、ダイオキシンが問題になるようなことはございません。それから、甲府市の最終処分場があるんですけれども、現に一般廃棄物の焼却灰だけの最終処分場も全国にはいっぱいあるという状況でございます。

小越委員 あとは所管でやりますけれども、私はこの補正予算に反対いたします。それは、この住民の皆さんに対しても、私も議会の多くも、この数字の根拠がよくわかりません。そして、一たん5.5年でやめると言ったにもかかわらず、それを延長する。今話を聞きましたら、7億円の新たな貸し付けは、これから赤字がふえて

いけば、またふえるかもしれないとおっしゃいました。7億円が8億円、9億円と、ふえるかもしれませんが。今やめたほうがお金は少なく済む、経費のほうがうんとかかっているんです。

なので、私はここの最終処分場整備資金等貸付金22億2,000万円、それと債務負担について、予算に盛り込むことに反対いたします。

（最終処分場管理事業費について）

内田委員

関連で、私は、後で所管でやりますけれども、そのために資料を出してもらいたいんだけど、5月からこの2月までの搬入量は、たしか7.6%でしたか。大体、予定量の13分の1ということですね。ということは、12カ月で見ても1カ月分も入らなかったということなんですけれども、その搬入金額、予定したのに対してどのくらいかということ、それから5月から2月までの経費、実際にかかった経費が幾らかということ、これはすぐ出せると思いますね。

それから、もう一点、境川との関連でもあるので、あそこはたしか20年という予定をしていると思うけれども、今後10年間あるいは15年間ぐらいの焼却灰の量、どのくらいの予定をしているか、それだけ出しておいってください。

（最終処分場管理事業費について）

木村委員

さっきの鳥がつついた不織布というのは、何かびんどこないので、もし現物がありましたら見せてください。

所管のところでもたお願いしたいと思います。

討論

なし

採決

起立採決の結果、原案のとおり賛成すべきものと決定した。

（ 休 憩 ）

※第18号 平成22年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

質疑

小越委員

1点お伺いします。森の48ページ、恩賜林御下賜100周年記念事業費1,000万円についてお伺いします。1,000万円の具体的な内訳をお示してください。

望月森林環境総務課長

1,000万円の内訳ということですが、1つ考えておりますのが、PRキャラバン活動ということで、県内の森林公園、それから道の駅とかの人寄せのあるところにテント等を張りまして、そこをブースにして、県有林の歴史などがわかるものを展示したり、そこでチラシ等の配布等を行うことを考えております。そして、広報PR事業ということで、PR物品の作成であるとか、新聞に広報記事を載せる、また特別番組をつくっていきたいと考えております。さらに、県民自主企画応援事業ということで、団体やNPOの方がこの趣旨に賛同していただいで行う森づくり活動につきまして、補助金を交付いたしまして、そこで100周年の冠をつけていただいで事業を行う。これらにつきまして1,000万円ほどの事業となっております。

小越委員 もう一回聞きたいんですけど、1,000万円の金額はそれぞれお幾らなんでしょう。

望月森林環境総務課長 PRキャラバン活動が約80万円、広報PR事業が、新聞記事への掲載、PR物品の作成、特別番組の作成等で650万円、あと自主事業への補助金が200万円、これが主なものでございます。

小越委員 1,000万円でこういう記念事業をやるというのは、金額は多いほうではないかと思っております。ほかのところの気づいたところでは、友好姉妹都市との記念事業も1,000万円もなくて、ここは多いなと思ったんですけど、よく聞きましたら、ここの要求は2,900万円あり、査定で1,000万円になったということです。大体3,000万円ぐらいあったというんですが、3,000万円はどのように考えて、どうして1,000万円に減ったんでしょうか。

望月森林環境総務課長 例えば3,000万円のうちから、今度なくなった事業といいますと、フォーラムの開催経費が350万円ほどあり、これについては、23年度で再検討しましょうということで送られています。そして、100年記念誌発刊の資料収集などに200万円ほどの要求をしておりますが、これにつきましては、緊急雇用のほうに回しまして、減っております。これらの要望以外につきましては、回数を減額するか、グレードを下げるということで査定されているところです。予算要求につきましては見積書をとって、適切に予算要求をしたものだと考えております。

小越委員 100周年に当たっての資料を収集したり、広報PR活動ということで、この恩賜林についてのあり方を広報したりしていくと思うんですが、そこで1点お伺いします。「山梨県のあゆみ」という山梨県史概説編というのがあります。これは山梨県が発行している本ですけれども、そこに、御料林恩賜決定というページがあります。

明治43年に、各地の町村民大会は再度の災害で打ちひしがれ、甲府機山会館での県民大会決議では、河川改修国庫補助増額のほかに、御料林の還付を請願することが初めて登場し、御料林地無償還付に関する意見書が内務大臣に提出された。このくだりをずっと読んでいきますと、御料林を県民のほうから、頼むから払い下げてくれということです。この続きを読んでいきますと、医療の問題も載っており、両者に共通した医療救済御料林還付を恩賜と銘打つことで、天皇をいただく国家への信頼増進に役立てようとするねらいであったと言われております。これを書いた著者の方が、この山梨県の100年というところで、同じ記載をされています。大水害があって、本県官有林のほとんどが御料林に編入された。御料林を無償で払い下げてもらいたいけど、なかなか当局、天皇側と話がうまくいかず、未解決のまま大水害に至った。それで、御料林の恩賜決定というこのくだりがあるんですけど、これを読む限りでは、天皇からいただいたというよりも、天皇に、頼むから還付、戻してくれというようなこの学説が、山梨県で編集したものにも書いてあります。こういう説もあるということを含めて、この恩賜林のあり方をしっかり、県民に知らせたほうがいいのではないかと思うんですけども。

望月森林環境総務課長 経緯は幾つかあろうかと思うんですが、純粹に人から大切なものをいただいたということであれば、それに感謝するというのは、1つの素直な考え方だと

思います。そして、さらに100年たちまして、その間に森が山梨県民に大変大きな恩恵を与えていると思います。水害防止、水源の涵養、それらを含めまして、今後につなげていかなければいけないということで、今回100周年記念事業を計画したものであると思っています。

小越委員　　私は、森を守ったり、森を大切にすることは進めなければいけないと思っています。ただ、今回予算も多いですし、来年100周年記念事業といいますと、例えば来年は皇族を呼んだりする予定なんではないでしょうか。

望月森林環境総務課長　皇族のお招きをお願いしております。

小越委員　　恩賜林についての経過はいろいろ学説があるかと思うんですけども、私は、この学説のほうも1つ考えなくてはいけない、たまたま天皇からいただいたからありがたいということだけではなく、入会地から出発している県有林は多いので、その間の経過も含めて江戸時代から入会地としてみんなで森を守ってきた、そこもやっぱり県民がちゃんと確認しなければいけないと思っています。皇族を呼ぶとなると、かなり多額のお金がかかると思います。林を守る、森の豊かさを啓発するのであれば、そこに一番お金を使ってもらいたいと思いますので、これは来年度ですから、再来年度の御下賜100周年については、その立場から経費を考えて、森林に生かされるような事業をしてもらいたいと思います。

　　以上です。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第27号　平成22年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑　　なし

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第37号　林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑　　なし

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第20-11号　気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見

小越委員

本請願の採択をお願いしたいと思います。

地球温暖化が進みますと、砂漠の拡大や水不足、洪水の多発、海面上昇など、生物事業の特色が変化します。先日のCOP15でも、先進国の取り組みに対していろいろな批判があらわれました。日本が率先してCO2削減に取り組むという姿勢を見せることが大事です。とりわけ山梨県はCO2削減に前向きな姿勢を示しており、地球のミニモデルともいえる山梨でこの請願を採択し、国に法律制定を求めることを採択すべきだと思います。

（「継続審査」の声あり）

討論

なし

採決

起立採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（最終処分場について）

内田委員

それでは、明野の問題、それからさらに境川最終処分場について質問をしたいと思います。

今定例会の質問、それから答弁のやりとりを聞いておりました、私、個人的に、どういう形で推移していくのか、ちょっとわからないなという感じがいたします。先ほど、小越委員の予算の中でのやりとりを聞いておりましたが、また、課長とのやりとりの中でも、この1年間、ここで、何回となくやりとりをしてきたんですね。その中で、環境整備事業団については、我々議会サイドで直接チェックすることができないんです。例えば、きょうのこの委員会にしても、ここに環境整備事業団が来ているわけではないですよ。そういう中で、直接的なチェックができないからということはかなり言いました。そうしたら、知事のサイドで、環境整備事業団については、その存廃、なくすということも含めて見直しをしていくんだということを言われましたけれども、ただ、環境整備事業団がなくなれば、それで明野の問題あるいは最終処分場の問題が決着をするということではないと思うんです。

そこで、私は、先ほどもそういう議論があったんだけど、かつては七千何百万円の黒字、途中から1,800万円、そしていきなり35億円の赤字になるんだと。この委員会でも、何回となくやり合いをしたはずですよ。だけど、課長はがんとして、いや、計算上はそういうことになるんだということだったけれども、さっき、見直しについては甘かったということだけは、たしか言われました。私は、それを出した資料の中で、例えば県内にあるたくさんの業者が最終処分する、その総量について、80%だとか90%をそのまま明野に持ち込むんだという、そこのところがそもそもおかしいということも、何回も言ったんだけど、がんとしてそうではない、聞き取り調査をしてもそういうことが出てきたんだということでした。今現在、こういう状態になっても、あのときの、自分たちの計画を立てたり、あるいはここまで来た段階には誤りはなかったということ、まだ言われますか。

橘田環境整備課長 先ほどお話をしているように、見通しが甘かったということで、我々としたしましては、廃棄物の実態調査で見込んだ最終処分量は、県内には民間の処分場がなかったということで、ほぼ全量入るのではないかと考えておりましたが、実態はそういうことはないということです。当時見込んだ考え方については、結果として見通しが非常に甘かったということだと思います。

内田委員 これは、去年の予算委員会でも知事と直接やり合ったのだけれども、そのときに、一番大きな理由は何かということ、経済状況が変わったということと言ったんですよね。だけど、今課長は見通しが甘かったと、こう言われたでしょう。その見通しというのは、私は経済状況の見通しだけではないと思うんですよ。県内の業者が最終処分する量、持ち込む量に対する見込みが甘かったということなんですよ。

そうすると、何が問題かということ、どういう調査をされたんですか。自分たちが聞き取り調査をして、データを集めますよね。その中で、例えば今持っている処理場と明野の処理場が同じ単価あるいは低い単価だったらこっちへ持ち込む、そういう聞き取りを多分したと思うんだけど、どういうことをまとめたんですか。その全量がくるというのは。

橘田環境整備課長 まず、最初の段階では、最終処分量の数値をもとに、県内に民間の処分場はございませんから、そのまま入るだろうということでした。それから、あと、県外の民間処分場へ持ち出されているものについては、当然運搬費がかかりますから、その分が有利になるだろうということも考えておりました。

一方、また実際の営業をしていく中で状況を聞きましてところ、対抗できる料金ものもありましたし、高いと言われていたものもありましたけれども、その中で、私もは見込んでいた量がほぼ入るのではないかと見通しの上で、そういう答弁をさせていただいていたという状況です。

内田委員 さっきの答弁の中でも、料金設定のときに、近隣の公共関与の管理型処分場の平均単価をとったということ、たしか言われましたよね。私は、そこが甘いのではないかと常々ずっと思ってきたんだけど、要するに、業者個々に聞いてみると、例えばこういう例があるんですよ。廃プラを持ち込みますよね。そうすると、山梨県の持ち込み規定の中に、15センチ以内でカットして持ち込みなさいというのが、たしかありますよね。つまり、中間処理業者、持って行く業者にとってみれば、できるだけ自分たちが手間がかからないような状態で持ち込めれば、そっちのほうが良いという業者がいっぱいあるんですよ。だけど、そういうことまでの聞き取りがしてなかったでしょう。

橘田環境整備課長 委員御指摘のように、取引実態とか搬入の実態等についてまで、聞き取りはしていませんでした。

内田委員 では、あなた方の役割って、一体何をしてきたということなんですか。簡単な聞き取りをして、しかもさっきの答弁の中では、運搬費がかかるから、例えば岐阜へ持って行く、栃木へ持って行くよりも、明野へ持っていったほうが運搬費は安いから全部うちへ来るんだと、そういうもつで調査をしたということなんですよ。そこが、私は甘かったと言っているんだけど、そういう責任は、だれがとるんですか。それは、だれもとらないんですか。

橘田環境整備課長 現行の収支計算の見直しというか、現行の収支計画を立てたのは一昨年20年の5月です。そのときの担当課長は私ですので、事業団が試算をしたものではございますけれども、当然県としても、そういう状況の把握をしてきっちり見通しもしなければならなかったということで、今非常に反省をしております。

今後搬入量を増加させて、収支の改善に向けて最大限の努力を行っていく、これが私どもに今課せられた責任だと考えております。

内田委員

この間の知事の答弁もそうだけれども、税金をかけた施設だと、そうですね。今になってみると、必ずそういう答弁なんです。何十億というお金をかけてつくった施設で、それは県民の税金だと。つくってしまったんだから、今度はそれを利用しないというのは、これは税金をかけたということからいうと、だめだと。今になってみれば、それはそうですよ。

だけど、さっき小越委員は今になってもやめたほうがいいんだという感じだったけれども、計画を立てて、搬入計画を立てたりするときに、このままいって赤字になってしまうということを出したのと、今みたいに、いやいや、そうではなくて、7,500万円あるいは1,800万円の黒字になるという計画を立てたのとは違うのではないんですか。

だから、我々もこの計画にとにかく賛成をしてきたんだから、私たちにも責任の一端はあるんだと、もちろん思っているんだけれども、そのもとになる、あなた方が示すものが甘かったということなんです。そうではないですか。我々に示してくれたデータだって、そうでしょう。全量を持ち込むというんだから、そうですね。

そうすると、どうするのかといったときに、当然そここのところには何らかの責任をとらなければならないでしょう。そうではないですか。だって、引き算してもわかるように、いきなり35億1,800万円の減です。それだけのものが実際出てきたわけでしょう。

それに対して、施設はつくってしまったと。5.5年と決めてあるけれども、とにかくここへ埋め立てをしていくんだと。値段を下げて埋め立てをしていかなければならないというのは、それは今の言い分であって、そのときに立ち返ってみたら、その答弁では、おかしいじゃないですか。

橘田環境整備課長

確かに、最終処分場は山梨県にございませんので必要な施設だと、今でもそう思っております。県民の税金でつくった施設だということでございますので、必要な施設ですから、これを最大限に活用して、民間事業者も取引実態等々もあるでしょうが、そこを環境整備センターを利用してもらうということに努力をして、収支の改善にもつなげていくということを一生涯やっていきたい、こう考えております。

内田委員

県民の税金でつくった施設だからではなくて、県民の税金でつくる施設だから、きちっとした計画を立てていかなければだめだったということなんだよ。つくる施設だからでしょう。つくってしまった施設だからじゃない。つくる時、あるいはつくったときに、こういうふうになってしまう、これだったらえらい大きい赤字が出てしまうんだと、少なくとも議会サイドでは、そういう議論だったんじゃないですか、去年。

私が記憶しているのは、環境整備事業団の風間さんですよ。たしか、記者会見か何かで言われましたよね。50億円ぐらいの赤字が出るのならともかくもという、そういう発言をされたでしょう。それ、課長、覚えているでしょう。

橘田環境整備課長 正確な数字は記憶をしておりませんが、恐らく参考人の招致の後のぶら下がりか何かのときだったと思います。

内田委員 あの人は民間の経営者だった人だけでも、そういう50億円とかという数字がぼこんと出てくる。50億円ぐらいの赤字が出るのではと言うけど、でも、それは、税金を投入したということからいったらおかしいでしょう。その発言自体だっておかしいと思いませんか。あなた方県の職員は、それに対して理事長さんに何か、課長さんのほうで物申しましたか。言っていないでしょう。

橘田環境整備課長 その発言の内容等につきましても、ぶら下がりのときの話で、数字等もよく承知をしておりませんので、特に私のほうから理事長に何か話をしたとか、そういうことはございません。

内田委員 これは、全然話が違うんだけれども、輿石民主党参議院議員会長が、教育に政治的な中立性なんてあるわけがないという発言をしたときに、教育長さんに聞くと、私はその発言の前後関係を知らないからと、こう言われたんだけど、それと同じですよ。少なくともそういうことが新聞に載ったら、それはたすべきではないんですか。

橘田環境整備課長 ただすというか、そういうことがあったとすれば、その時点でその発言の内容について確認を行うということが必要だったのではないかと、今にして思えば考えております。

内田委員 ずっとこれなんですよ。要するに、こういう結果が出てしまったから、今にして思えばあのときは見通しが甘かった、今にして思えばあのときに理事長さんに抗議しておけばよかった、そういうことなんですよ。

そこで、最初に言ったように、私は、この先がどうなっていくのかというのがわからないんですよ。だって、そうでしょう。北杜の市長さんは、第2ラウンドはないと何回も言っていますよね。だから、要するに応じないということですよ。そして、北杜市議会もこの間たしか決議をしました。そうすると、市長も議会ももう一体になっているわけですよ。この先どう進んでいくのかというときに、先ほど5.5年という問題があって、県は、焼却灰を入れてもらうということまでは言えないけれども、入れるものの値段を下げて競争力をつけておいて、その期間を延ばしていくんだということは、今打ち出しているわけですよ。だけど、いつそれを決めるかということも言っていない。そうですよね。5.5年たってからかと聞いたら、それも言っていないわけです。その前かもしれないと。

こういうあいまいな状態で今来ているんだけれども、我々だって議会人として、みんなそう思っているはずですよ。一体これ、どうなっていくんだと。そうではないですか。我々が今一番望んでいることというのは、先ほどから言っている、税金をかけた施設なんだから、つくった施設を有効に生かしていきたい。これも一方では私は理があることだと思う。だけど、明野のあるいは北杜の住民にとって、あのときに交わした協定書、これは約束なんだからそれも守っていく。これも理があることだと思うんですよ。このまま延ばしていくと言うんだけれども、多分、最大限延ばすということは、5.5年だと思うんだけれども、それについてどういうふうやっていくんですか。我々は、だってここでただすしかないんだから。

橘田環境整備課長 とにかく今の現時点では、搬入量の増加と収支改善に向けて、一生懸命努力を

していくと、こういうことをございます。先ほどと同じような話になりますけれども、今後数年間の埋立状況を見て、そこで判断をするということになるかと思ひます。今の搬入の状況とか経済動向の状況などを見ますと、恐らく今後数年間たったところでどうなるかということはまだ不明確ではございますが、なかなか5.5年で全部埋まるというのは厳しいのではないかと、今考へておひります。

埋立期間の5.5年というのは、平成8年の基本設計時の考へでありまして、それから14年、公害防止協定を結んだ平成18年から4年近くが経過をしてひます。公害防止協定は非常に重いものではございますけれども、計画をした8年当時から14年ぐらひがたつ中で、この間の廃棄物を取り巻く情勢の変化というものは非常に大きいものがありました。リサイクルが進むとか、あるいはこの開業時に想定外の世界同時不況が起きたと、このような状況でございますから、最初の基本設計を行った当時から考へると、事情の変化というものが大きく生じてひるといふことは否めないのではないかと考へておひります。

内田委員

その議論も結構なんだけど、そういう中で、一方では、境川については、今環境アセスを進めてひますよね。そして、この前かその前の議会だと思ひただけけれども、課長のほうに、境川の施設については総額でどのくらいかかるのかという質問をしたことがあるんですよ。そのときに、たしか80億円とか90億円という数字が出てきたんだけれども、そのくらいの計画をしてひるわけですよ。そして、知事は、その先については見直しをするんだけれども、少なくとも境川については、明野と同じような公共関与でいくんだという答弁をたしかされてひると思ひます。平成8年から14年がたつ中で、ごみをめぐる環境というものの技術的な部分だとか、あるいはリサイクルだとかそういうものの変化は確かにあると思ひます。あるんだけれども、私は、むしろそういう変化があるからこそ、境川から先についても見直したほうがいいのではないかなと思ひてひるんだけれども。

そうすると、新聞報道あるいは知事の答弁などによると、明野は5.5年を話し合ひで延長してもらっていく。延長できるかどうかかわからないけれども、知事の答弁はそうですね。だけど、境川については、今環境アセスを進めてひるんだから、そのままの状態を進めてひって、しかも、4市が一緒に焼却場を持つのとセットみたいな意味がある。それだって、もとをただせば県が引っ張ってきた話ですよ、それについても計画どおりやっていく、ただ計画の縮小はあり得るんだと。たしか、そういう答弁だったと思ひただけけれども、そうすると、今のままの推移でいくと、境川については焼却灰を入れた最終処分場にして、明野と並行でいくということ考へてひるといふことですか。

橘田環境整備課長

次期処分場につきましては、一般廃棄物の焼却灰等の受け入れも可能でございますので、本県にとって整備を急ぐ必要があると考へておひります。

今、あそこのエリアの4市のごみ処理組合と一緒に、環境影響評価もやってひますので、4市の施設への影響があつてはひけませんから、まずは環境影響評価は終わらせるということ進めてまひります。その時点で、廃棄物の動向等も踏まえ、明野の埋立量なども見た上で、整備計画、例えば規模ですとかあるいは段階的に施工をするのか、それが可能なのか、そういうことも検討をしてひきたいと考へておひります。

内田委員

いつもその議論をしてひて不思議だなと思ひるのは、さっき午前中に焼却灰について資料を出してほしいと言つたけれども、この手元がないから出せないのか、それとも出さないのか。要するに焼却灰というのは、一般廃棄物を焼却した残り

の残渣ですよ。その、例えば今から10年とか15年後の量の推移というのは把握しているんですか。

橋田環境整備課長 資料の3が、その19年度の実態でございます。山梨の一般廃棄物という冊子があるんですが、この中に平成19年度一般廃棄物処理事業実態調査ということで、実績の数字がございます。その表紙をめくってもらいますと、6ページというところが出てくるんですが、そこが、19年度の一般廃棄物の処理の状況です。図の一番下の左側、最終処分量3万19トンが、一般廃棄物で最終処分されている量です。その裏が、18ページとなっており、下の部分が棒グラフになっています。その上が表になっていまして、19年度の合計が右下の、3万19トン、その内訳がどうなっているかという、直接埋め立てが266トン、焼却残渣が2万3,550トン、焼却以外の中間処理残渣が6,203トンということです。表の真ん中のところの焼却残渣というのが、焼却灰です。直接埋め立てとか、焼却以外の中間処理残渣というのは、焼却をしないで分別とか破碎とかをした後の残りで、最終処分しなければならないものがそこに出ています。

それで、平成10年から19年までの状況は、下のグラフを見てもらえればわかりやすくなっていると思いますけれども、このような状況で推移しているということが、1点、これは事実でございます。

委員がおっしゃったように、今後10年間という状況については、今この時点では推計はしていませんが、このトレンドとか、その環境影響評価をやっていく間の一般廃棄物の実態の数字、あるいは産業廃棄物の数字等を見ながら、検討をしていくということになるかと思えます。

内田委員

熔融ということについて、どういう予測をしているんですか。焼却残渣というのは、まさに焼却灰のことですよ。今、明野には入れることができないもので、入れられるようになるのは、要するに熔融炉に入れて焼却灰をスラグにしたもので、焼却灰から多分入れるのではないと思うけれども、熔融したものは入れられるわけですよ。熔融で固化したものは入れられるけれども、それ以外の焼却灰は入れられないわけでしょう。その熔融ということについて、ここから10年後の予測をしなければ、境川の処分場だって計画は立てられないのではないですか。計画を立てるということは、まさに10年とか15年後の予測があって、立てるわけでしょう。明野だって、そうだったのではないですか。私は、そういうしつかりとしたものがやっぱりなかったと思っているんですよ。

だから、今、明野から境川へとやっているときに、その同じ轍を踏まないためにもやっぱりそれをすべきだと思っているんです。それをしなければ、この前の前の議会のときに、たしか90億円ぐらいかけるんだという話をしたんですけども、さっきあなたが言ったように県民の税金を投入するわけじゃないですか。そのときに、将来のきちっとした予測がない状態で税金を投入することはできないでしょう。それを聞いているんですよ。これは過去の10年間のことだから、これはわかるんですよ。だけど、技術的な部分で、これからの10年間というのはもう全然違うと思うんだよね。そういう意味において、入れようとしている焼却灰が、果たして今予測しているような量があるかどうかということを知りたいんです。

橋田環境整備課長 平成19年度の実績で焼却灰が約2万3,000トンございます。そのうち、4市、甲府、笛吹、山梨、甲州市の分が約5割ございます。その4市は今焼却施設の計画をしているんですけれども、熔融する施設もつくるということになっています。4市の施設ができてそこに熔融施設ができたとすれば、この2万3,0

00トンのうち、恐らく1万2,000トンぐらいは4市の分になろうかと思えますので、その部分は溶融固化されますから、焼却灰として出てくるものは、残りの1万2,000トンぐらいだと考えております。

内田委員

そうすると、すごい不思議なんだけど、今の明野の規模から比べて、もっと大きいもので、あれはたしか埋立量が80万立米ですか。この前説明を受けたのは、80万か90万だったかな。そういうことから言って、溶融技術が進んで溶融をしたときに、焼却灰そのものがなくなるのではないかなと、私は思っています。例えば、あそこはたしか埋め立てというのは20年間の計画ですよ。これであっても、持ち込むものの約8割は焼却灰でしょう。焼却灰そのものがグリーンと減ってしまっている、減ってくるんだという予測を立てたとしたら、そんな大きい施設だって要らなくなる。どう考えているのかというのが、私はいつもわからないんだけど、それについて出してほしいということを、さっき言ったんですよ。

橘田環境整備課長

今の計画は、平成19年度に概況調査というものを行いまして、そのときの計画で、次期処分場については、埋立容量が約60万立方メートル、埋立期間については15年以上ということでやっております。施設の規模ということで、概略の検討をしています。

今後、例えば溶融施設が進むとかということがあれば、焼却灰自体は、例えば4市の施設ができれば半分に減るとかいうことはございますけれども、結局最終処分しなければならないものは残りますから、その部分で、必ず最終処分場というものは必要です。今の県内の整備状況を考えれば、明野はできましたけれども、焼却灰が入らないとか、あるいは期間が限定されているということもございますから、期間の限定のない最終処分場というものは整備をしていきたいと考えております。

内田委員

だから、それはわかっているし、私も最終処分するものがゼロになるとは思っていないんだけど、10年15年のスパンで考えたら、もう格段に減ってくると思うんだよね。それは絶対に間違いないと思うんだけど、そういう中で、今の明野から境川という計画が立てられているのが、すごい不思議だと思えてしまうような気がしますよ。

そこで、今こうやっている議論は、すごい重要なことをやっていると思っているんだけど、ここを今までと同じような感じで通過していくと、また税金を投入してえらいものをつくってしまったということにもなりかねないんですよ。だから、さっきの抽象論ではなくて、きちっとした数字でやっぱり予測をするべきだと思うの。例えば、焼却灰の量が2万3,000何がしで、これだって、5.5年のうち1年たったから4.5年ですよ、4.5年たった状態からでしょう。今からではないですよ。甲府市の施設がそのときに出るわけでしょう。そのときには、実際はこれよりももっと減って、その半分ぐらいになるわけでしょう。そういうことから言うと、埋め立てをしなければならないものの量は、すごい減ると思うんだよね。そして、もっと言えば、溶融スラグも、今の技術だと建設の資材に使うことができるというところまで来ているんだよね。そうすると、最終処分場なんかを持ち込まなくてもいいというものがかんり出てくるんです。そういうことから言うと、ほとんど埋め立てるものがないという時代が、私は来てしまうのではないかなと思うんだけど、そういうことは予測の中にはないんですか。

橘田環境整備課長 当然、廃棄物を取り巻く環境の変化は大きいものがありますから、今後も循環型社会の流れというものの傾向は強まると考えていますが、結局最終処分しなければならないものは残ります。次期処分場につきましては、地元の皆様の、期限とかそういうものはなくていいよ、という御理解をいただいておりますので、例えば、今後規模をどうするかとかいろいろ考えていくんですが、そこができれば、今後の需要が賄えることになるのではないかと考えております。具体的な量とか年数とか、どうなるかということは当然試算をしていかなければならないと思いますけれども、今はまだ、先ほどお話ししたような60万立方メートルで15年以上というもので環境影響評価を進めていますから、マックスはそれだと考えております。

内田委員 これは、公共で、税金を使うところだから、そういうのんきなことを多分言っているんだと思う。民間がもしこういう仕事をやろうと考えていたら、恐らく今みたいな考えはないと思うんだよね。そんな甘い見通しを立てているんだったら、多分成り立たないと思う。

そこで、この議論は長くやっても多分平行線をたどっていくような気がするので、1つだけ。明野のほうに話を戻して、5.5年、あるいは焼却灰は入れないという協定を結びましたよね。そのときの焼却灰の状態で、焼却灰を熔融するのではなくて、無害化して固形化したというような技術が今あるということは、課長は知っていますか。

橘田環境整備課長 委員のおっしゃる無害化して固形化するという技術が、具体的にどういう方法なのかということは、承知をしております。

内田委員 この私が持っている資料では、埼玉県はこれを認めているというんですけれども、つまり、焼却灰を熔融するのではなくて、焼却灰の状態を手を加えて固形化するんですよ。固形化、無害化するわけです。そうすると、さっき私が、熔融されてスラグになったものを建設資材に使うと言ったんだけど、それは同じように、建設の資材として使えるんですよ。それで、埼玉県はそれを認めているわけ。だから、売買をしている、あるいは公共工事にも使っているわけです。そういう状態になれば、明野へ持ち込む必要がないだけだね。要するに、公共工事に使ったり、あるいは一般で使ったりすれば、ごみにはならないということなんです。資材として生かせるんですけども、そういうものを、県のほうにも持ち込んだと言っていますが、全く知らないですか。

橘田環境整備課長 焼却灰を固形化して固めるというような相談については、私どもの担当職員のほうに来ているところでございますので、もしかするとそのお話なのかもしれませんけれども、その導入技術だとか、あるいは埼玉県のほうでどうやっているかということまでは承知をしております。

内田委員 それは、ぜひ研究してみてもらいたいんですけども、そこで、明野と交わした協定では、焼却灰を熔融して固形化したものでなければ入れられないんですか。要するに私が言わんとしているのは、無害化ということなんです。焼却灰が熔融されて、そして熔融スラグになって固形化するか何か、とにかく無害化するわけですよね。無害化ということでは同じだと思うんですけども、無害化された状態でも、焼却灰を固化した場合は、入れられないという規定になっているんですか。

橘田環境整備課長 今回の公害防止協定ですと、一般廃棄物焼却灰等については、熔融固化したものに限りということなので、その熔融固化したものでなければ入らないという状況です。

内田委員 熔融固化したものに限りということの趣旨は、無害化ということではないんですか。何で、熔融固化したらオーケーなのかということと、そのもとにあるのは、ダイオキシンみたいなものが出ないということではないんですか。

橘田環境整備課長 明野の計画には、さまざまな経緯があるんですけども、最初の平成8年のときは、焼却灰そのものが入るという計画でスタートしました。その後、平成11年10月に、焼却灰等についてはそのままではなくて無害化処理したものにしますということになりました。12年のときも、無害化したものでと、こう言っていたんですけども、最終的な計画をつくる平成14年のときの設計で、熔融固化したものに限りということにしました。だから、最初は焼却灰そのもの、途中で無害化処理したものに限り、その無害化処理したものの具体的方策が熔融固化したものに限りということによって現在まで来ていると承知しております。

内田委員 先ほどの午前中の課長の説明だと、焼却灰がだめになった、ちょうどその時期に、あれは埼玉県でしたか、野菜などにダイオキシンの影響が出たということがあって、焼却灰が入れられないということになったということでした。私は、その趣旨というのは、やっぱりダイオキシンみたいなものの無害化ができていなかろうかということではないかなと思うんですけども、これは、協定からいくと、焼却灰そのものを熔融ではない方法で無害化した場合は入れられないということなんでしょうか。

橘田環境整備課長 今回の公害防止協定上では、入れられないということになろうかと思えます。

内田委員 この先、多分ことしになるのか来年になるのか私にもよくわからないんですけども、いずれ地元の人たちと話し合いをしていかなければならないですよ、この5.5年についても、あるいは今の問題について話し合いをするのではないかなと思うんですけども、そのときに1つのヒントにもなるのではないかなと思うんですよ。熔融ということに執着するのか、固着するのか、それとも無害化ということに着目をするのかということによって、これは1つの何かが開けるような気もするんです。そこで、この資料も提供しますので、埼玉県ではこれは認められて公共工事でも使っているし、あるいは売買もされているんですよ。でも、山梨県はどうもそれはだめだということなので、1つの方法として、ぜひ研究してみてもらいたいと思います。

そこで、これ、最後に部長に聞きたい。部長に聞いても知事と同じような答えをしようと思うんですけど、我々にもわからないんですよ。ここでこういう議論をしても、これがどういう形で決着するのかというのはわからない。だけど、県のサイドとすれば、県税をつぎ込んでつくった施設だから、できるだけ採算ベースに乗っかるような努力をして有効に使っていきたい。これは、当然のことだと思うんですよ。そういう中で、どういうふうにくんだということだけいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

小林森林環境部長 これについては、去年の12月からかなり議論があった経緯を踏んで、今出たような形で議論が進められてきたという理解をしております。やはり、第三者委員会、経営審査委員会からいただいたものは重く受けとめる。それから、その

中で御提言をいただいている5.5年と焼却灰の件につきましても、我々としても重く受けとめる部分であるということと、それについては尊重すべきということです。

そんな中で、本会議でも御答弁させていただいておりますけれども、数年間の埋立状況を見ながら、ということで、まずもっては、埋める量をふやす努力をするということで、3月1日に料金を下げさせていただきました。昨年来、料金が高いのではないかという議論もいただいております。そういう中で、できることは最大限やる中で、議論をしていく。平成36年度の段階で35億円という大きな赤字が想定されるということではございますけれども、やはり安全性を確保しながら、それから、地元の皆さんと協議に当たっては誠意をもってやっていく必要があるかと思っております。ただ、今の時点で、具体的にどうするんだという話につきましても、稼働したばかりですので、先ほど来話がありますけれども、やはり多面的に、公共事業への活用とかいろいろな方策も講じる中で進めていきたいと思っております。

そんな中で、今後とも御意見等いただければ、また内田委員からもいただきましたようなさまざまな御提案等もいただければと思っておりますので、私どもとしても、あらゆる方途をやる中で精いっぱいやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次期処分場につきましても、御提言もいただいたりしておりますけれども、先ほど来お話ししておりますように、廃棄物の量が減ってきているが、そうはいつてもまだ出てくる。そういった中で、次期処分場につきましても、多面的な規模論等の検討は必要かなと思っております。少なくとも4市のごみ処理施設のほうがあります。それにつきましても、あわせて環境影響調査もしていますので、それについては最大限配慮する中で進めていきたいと思っております。

以上でございますけど、ぜひ御理解を、御指導、御鞭撻をいただければと思ひます。

（明野最終処分場のシート破損事故について）

木村委員

明野処分場のシートの破損事故について伺うんですが、その前に、今内田委員の話聞いていて、結局、溶融化するか、無害化するということの話の中で、かなり前になるんですけども、私、質問したことがあるんです。それは、水の浸透、水が汚れるということの中で、屋根をかけるという質問をしたことがあります。記録に残っているかどうかかわからないですけど、何か北陸のほうの雪の多いところで、水がずっと浸透していくから、屋根をかけて保管しておくんだそうです。技術がだんだん進んでいくから、その間にそれを一遍に明野へ入れるのではなくて、ちょっと保管しておいて、技術の進んだところでならどうかというようなことだと思ふんですが、一時保管するというようなことも提言しておきたいと思ひます。

では、ことしに入りまして明野の産業廃棄物処分場で起こった遮水シートの破損事故のことについて伺います。

山梨県の環境整備センターの報告書によりますと、本年の1月29日、同処分場の埋立地内において、埋立作業車のオペレーターが、アスベスト等廃棄物の受け入れ準備のため、あらかじめエリア内で穴の掘削をしていたところ、穴の最深部において、二重のシートの上側のシートが約50センチの幅で避けていることを確認したということです。

そこで、まず、なぜこのような事故が起こったのかを伺いたいと思ひます。処分場での埋立作業を行うに当たり、こうした事故を防ぐための作業の手順を示したマニュアルがあるべきと考えますけれども、実際にそうしたマニュアルがある

のか、まずお伺いします。

橘田環境整備課長 マニュアルはございます。事業団のほうで整備をしております。

木村委員 マニュアルがあるけれどもこういうことが起こったということか、マニュアルが守られなかったということか、どちらでしょうか。もし、守られなかったとするならば、どんな対策を講じるのか、お聞きします。

橘田環境整備課長 埋め立ての準備作業の際に、それが起こったということです。盛り土をして土を高くしたところに、あらかじめ穴を掘っておいて、そこに廃棄物を埋めるということで、その穴を掘る掘削作業のときに、誤って重機によって一番上の遮水シートを傷つけてしまったという状況でございます。

それで、委託業者がやってしまったんですけれども、埋立作業そのものではなくて、事前の準備作業だったということで、事業団の職員が立ち会いをしていなかったということもございます。なので、今後、すべての作業について、事業団の職員を立ち合わせるということと、マニュアルの再度の確認、あるいは事業者に対する教育を行って、今後も細心の注意を払って管理運営を行っていくように徹底をしたという状況です。

木村委員 わかりました。私は、土の層の厚さが足りなかったのかなと思ったんですが、それは十分にあって、ただ、準備段階でというふうにとらえていいんですか。その盛り土の厚さというものについては、どのようにお感じですか。

橘田環境整備課長 通常は2メートルの盛り土をしておくんですけれども、そこが傾斜をしている部分だったものですから、低いところは2メートルなかった部分がありましたが、業者のほうでは、その低いところも2メートルあると思ってやってしまったということです。ただ、こういう事故というのは、最初は本当に小さなところから始まります。思い込みとかが非常に重大なことにつながることがありますので、今後はそういうことのないように、すべての作業に事業団の職員を立ち合わせる、それから再度教育を徹底するということが、万全を期していきたいと考えております。

木村委員 わかりました。

では、次に、明野の地元の住民の皆さんが、山梨県の環境整備センターの資料を閲覧したところ、昨年5月の操業以降、シートとシートの接合部がはがれるなどで、補修した箇所が五十何カ所に達するというを確認したと聞いています。また、先ほどの破損事故の際にも、上層部のシートと下層のシートの間、茶色の水がたまっていることが判明したとお聞きしております。これは、場合によっては、シートの上層部の接合部分が不十分であるために、水が上から下にしみこんでシートの間にはまった可能性を示しているのではないかなと思うんですが、この点いかがですか。

橘田環境整備課長 今のお話につきましては、開業後、昨年11月までの状況が報道されたということだと思えます。報道によりますと、遮水シートの一部に穴があく、となっておりまして、これは間違いで、遮水シートに穴があいているのではなくて、先ほどお話ししたような不織布というものです。（遮水構造の模型を提示）こういう断面があり、これがのり面で、ここが遮水シートですけれども、一番上のこの不織布というものに鳥がくちばしで傷をつけたということです。

それをごらんいただいております。

木村委員 この一番上だけですか。

橘田環境整備課長 その一番上の不織布というのは、織らない布ということで、不織布と言っているんですけども、その遮水シートを保護するための不織布を鳥がくちばしでつついたということで、穴があいたのではなくて、傷がついているということです。それが、直径3センチというふうな報道がされているんですが、それは不織布表面の傷でありまして、穴ではないということを確認させていただきたいということが1点です。これについては、環境整備事業団のホームページに、維持管理の状況というメニューがありまして、その中で公表をしているところです。

それから、水が滞水しているという話もございませうけれども、これは、工事をしていく段階で当然天気の良い日ばかりではありませんから、遮水シートを施工した後で降った雨が、遮水シートの遮水が完璧なものですから逃げ場がなくて、そこに滞水しているという状況でございませう。そのことについてもホームページに書いてありますが、その滞水が確認されたため、部分的にそこを切開して、水抜き作業をするということを2回行っております。委員がおっしゃったように、上からの水が漏れて中に浸透し、滞水しているというものではございませう。

木村委員 済みませう。最後のほうなんですけど、もう一度。

橘田環境整備課長 施工中の滞水が確認されましたから、その滞水を抜く作業をするために、遮水シートを部分的に切開してそれを抜いて、また施工してあるという状況でございませう。遮水シートに何かふぐあいがあつて、上から水が浸透してそれが下にたまっているというものではございませう。

木村委員 上から浸透したのではない、では、私が先ほど言いました接合部分の接着が不十分であるためではないということをお願いするんですか。

橘田環境整備課長 上の遮水シートと下の遮水シートの間に滞水をしているもので、それは、下のほうの遮水シートを工事して、上のシートを工事するまでの間に降った雨水がそこへたまっているという状況でございませうから、上層の遮水シートから漏れて下に浸透したというものではございませう。

木村委員 そういうふうには、しっかり言い切られるのであれば、ぜひ専門家による詳細な調査も必要ではないかと思ひますので、今後において、その調査をすることをお願いしたいと思ひます。

橘田環境整備課長 その遮水シートが漏れたかどうかということにつきましては、今ごらんいただいたところに、電氣的漏水検知システムというのがありまして、破損して穴があいて水が流れるということになりますと、そこで検知をされます。それについては、毎日、朝と夕方、やっておりますので、専門家の調査とかそういうことでなくて、科学的にそれで安全であるということが確認できる、こういう状況です。

木村委員 そちら側のそういう言い分はわかりました。だけれども、底に水がたまっているということは、やっぱり現実でありますし、その水があちらこちらの弱いところを探して歩く、それと、シート自体も永久的のものではないと、私は思ひます。電氣伝導度などを、地域の方が調べているようです。それで、この間、資料をい

ただいたんですけれども、私の調査では、今ここで問題にすべきかというところまで行っておりません。もう少し、今後の調査を見ながら発言したいと思っておりますけれども、地域の皆さんが調査をしている段階では、電気伝導度が上がっているということ、確かに聞いています。ただ、今回のこの事故については、さっきも申し上げましたように、いずれ専門家の皆さんの調査も依頼するということをお願いして終わりにします。

小越委員

それでは、お伺いします。

先ほどの内田委員のほうの資料1で、受け入れ料金、収入額は5月から1月末で約3,927万8,000円ということですよ。3,927万8,000円を5月は途中からですので、6、7、8、9、10、11、12、1月ということで8で割ると、1カ月当たりの受け入れ料金は、490万6,000円、約500万円です。今の1カ月の受け入れ料金は、500万円くらいの収入ということではないんですか。

橘田環境整備課長

済みません。私、電卓を持っていませんので、小越委員が計算をして答えが合っているとすれば、そのとおりであると思います。

小越委員

では、1カ月500万円の収入として、経費なんですけど、これはちょっと見方がわからないので、教えてもらいたいんですが、資料2のところの金額は経費だと思うんですけれども、この予算というのは、月額ではありませんよね。経費は1カ月当たりの実績なのか、ちょっとわからないんですけど、1カ月にかかっている経費は幾らなんですか。

橘田環境整備課長

資料2の予算のところは、今年度の事業団のものでございます。主なものだけここに出ていますので、上から足してもちょっと合いませんけれども、そういう状況です。実績については、1月までの実績で、これだけ支払っているということです。

小越委員

では、この1月の実績の金額は、一月当たりの経費がこんなにかかっているということですか。

橘田環境整備課長

累計でございます。

小越委員

1カ月幾らかかっているんですか。

橘田環境整備課長

これを割り戻せば出ます。

小越委員

先ほど内田委員が9で割れと言うので、9で割ったとすると、1カ月当たりの収入は500万円よりもっと少なくなるわけですよ。5月20日ぐらいからで、1カ月あたり、ちょっと多目にみても500万円から500万円を切る、もしかしたら400何万円の収入ですよ。経費は、私の計算でいくと、2,000万円近くかかっています。助成金と維持管理積立がゼロなんですけれども、これを月にならしていくと、結局1カ月の経費は幾らかかるんですか。

橘田環境整備課長

単純に5月からの開業ですけれども、予算額を12で割れば、一月当たりの予算額が出ますけれども、幾らかかるとかということについては、例えば、実績がまだ出てきておりませんので、今どうこうではなくて、累計とすれば1月末までで

これだけかかっていますという資料になっているものです。

小越委員 計算できないということですか。

経費は幾らかかるのか。1月までの実績だと、この助成金と維持管理費というのは、月にならして割り算できないんですか。この1億5,468万5,000円を8で割ると1,933万5,000円になるんです。さっき8で割ったから、こっちも8で割ったんですけど、この助成金と維持管理費というのが大きいんですよ。だから、1カ月の収入が約500万円を切る480万円か450万円かもしれない、多く見積もっても500万円だと。かかる経費は一体幾らで、今の21年度の実績と、1カ月の経費は、幾らかかるんですか。

橘田環境整備課長 1月末の、1月実績の1億5,400万円を、仮に8で割れば1,900万円、約2,000万円弱の経費がかかっています。こういうことです。

小越委員 ということは、ちょっと多目ですけれど、9で本来割るのかもしれませんが、500万円の収入を得るのに、経費は4倍の2,000万円かかっているんです。さっき搬入量はだんだんふえているということで、確かに6.7%から7.6%にふえています。だけど、料金は引き下げたりしていますから、受入料金の見込みは6.4%なんです。これを、単純に500万円×12×5.5でいくと収入は、物すごく少ない3億3,000万円ぐらいしかなくなってしまいうんですけど、いいですか、それで。

橘田環境整備課長 この状況が続けば、搬入量も少ないわけですから、そういうことも試算ができるかと思えますけれども、35億円というのは、今後の景気の動向などを見込んだ、あくまで、そういうものを見越した上での試算ですから、この状況が続いたらどうかということと、試算のことを、ここで比較するのなかなかつらいものがあります。こう考えます。

小越委員 つらいものがあるかもしれませんが、現実には、35億円というのは、1日当たりの見込み額6.4%ではない計算だと思うんですよ。これから景気が上がっていくということから、いっぱい入ってくる、受入れ額は上がるということを前提に35億円なんですよ。この6.4%のままでいくと、私の計算では、500万円×12×5.5でいくと、収入は多分3億3,000万円という数字が出てくるんです。そうしますと、この料金収入と経営審査委員会の試算の15億1,800万円とでは、けたなんてもものじゃないくらい違ってしまいうんです。これからふえていくかもしれませんよ。でも、このまま同じだったり、あるいは受け入れ料金を引き下げてたくさんものを入れるということをしていきますと、収入そのものが、経営審査委員会の収入の見込み額とも物すごく違ってくる可能性があるのではないですか。

橘田環境整備課長 これは、あくまで去年の10月末現在の契約実績をもとに、景気の動向等を考えながら経営審査委員会が試算をしたものでございます。それで、約35億円の赤字だという話になっておりますので、今後の状況とかいろいろ変わってくることもあります。したがって、今後ともこれですとっていくわけではありませんから、適宜その見直しを行って、理事会とかへ報告しながら収支計画というものがどうなるのかということを見ていくと、こういうことになるかと思えます。

小越委員 さっきの内田委員の話聞いていても、あくまでもこれからふやしていくから

何とかなる、ふやすことがまず大前提で、その後はもう考えないという、そういう論理なんですよ。とにかく頑張ってくださいみたいな、それはないと思うんですよ。この49億1,200万円という料金収入に、この6.4%で掛け算すると、もっとすごい数字が出てきてしまって、言えないくらいのすごい数字になります。6.4%でこのままでいきますと、もっと、35億円なんてものじゃない数字が出てきてしまうんですよ。とりあえず、これから頑張る、頑張ると言いますがけれども、本当にそれで納得するのかなと思うんです。1,800万円が突然35億円の赤字になるんですよ。あとはお任せくださいというのは、ちょっとそれは、私も住民も県民も、本当は35億円ではなくて、50億、60億円になるかもしれないというときにどう説明するんでしょう。

先ほど、私の質問のときに、いっぱいになったら終わりにするのか、それとも35億円か50億円の赤字が解消されてやめるのかということ、どこで判断するのかと聞いたら、返事をしませんでしたよね。5.5年たってから考えるのか、それとも途中で考えるのかというのは、それは先送りだけです。向こうへ行ったときに、今この話が盛り上がっているかもしれないんですけど、ごめんなさいね、こうなったからと、それは余りに白紙委任というものではありませんか。

橘田環境整備課長 委員がおっしゃったように、頑張るからお任せくださいというお話をしているわけではございませんで、とにかくこういう今の状況が、現行の収支計画が甘かったということがあります。それから、埋立期間の制限があるということもございまして、なかなか厳しい状況になっておりますけれども、できる限り方策を実施して、とにかく搬入量の増加と収支の改善に向けて最大限の努力を傾注していく、こういうことでございます。

あと、どうなるかという話なんですけれども、例えば5.5年たったときがどうか、いっぱいになったらやめるのかとかありました。いっぱいになったらやめるのかという質問の趣旨がよくわかりませんが、いっぱいになれば当然終わりですよ。埋め立てが終了しますが、例えばどのぐらいあいているか、どのぐらいの埋立率になっているかということも1つの判断する要素になってくるのではないかなと、担当課長とすれば、今の段階で考えております。

小越委員 それで、もう一つ、午前中の審議の中で、維持管理というか修理のお金が4億7,000万円あり、それは、あくまで5.5年と10年、その期間の維持修理だと言っていました。ここにもう一つ、維持管理積立金というものがあるんですけど、これは何に使うんですか。

橘田環境整備課長 これが、先ほどお話をしました維持管理のための積立金の4億7,000万円の話で、埋立期間中に順次積み立てを行って、埋立終了後の維持管理期間における修繕などを、この基金を取り崩ししてやっていくというもので、これは法律で決まっている制度です。ですから、よその民間の処分場もこういうことをやっているという状況です。

小越委員 それで、毎年維持管理積立金がしっかり積み立てていけるのかと、4億7,000万円というのはあくまで5.5年の計画だけであって、その向こうへ延長したときの維持補修のお金はどこから出てくるんですか。

橘田環境整備課長 これは、今の収支計画、5.5年の埋め立てということで行っているものですので、延長するとかしないとかのことは先ほどからお話をしていますけれども、

今後の状況等を見ながら考えていくということになるかと思えますから、今この時点でどうするかということをお答えする段階にはないと考えています。

小越委員 　では、もし延長した場合、この4億7,000万円では足りないので、新たにお金を投入して、維持管理ですとか補修、水処理のお金が新たに必要になるということでもいいんですか。

橘田環境整備課長 　それは、埋立期間が5.5年で想定をしていますけれども、それがどうなるかということがございます。それから、管理期間が今10年で想定をしておりますけれども、それがどうなるか、長くなるばかりではなくて、短くなるということもありますので、そういうことも考えますと、今この段階で委員のおっしゃる御質問にはお答えをしかねます。

小越委員 　明野の問題はこれで最後にしますけれども、先ほどの答弁の中で、公害防止協定について、時間もかなりたっているのではというフレーズがありました。私、ちょっとそれが気になるんですけども、公害防止協定を結んだときと今の状況が違っているから、安全性の問題も違うから、あの公害防止協定はなしという意味なんですか。効力を発しないというか、そのときは状況が違うから、公害防止協定のときと条件が違うのではないかと、それを言っているんでしょうか。

橘田環境整備課長 　そういうことをお話ししているのではなくて、計画をしてから長い年月がたちましたから、そのときと事情の変化が生じた、こういうことを言っているだけです。

小越委員 　事情が違ったといっても、水源地につくったことに対して非常に不安で、だから一般廃棄物のダイオキシンはだめだと言ったわけですよ。5.5年にしなさいと言ったわけですよ。それは、状況は変わっていないと思うんです。公害防止協定をしっかり守る、約束を守るのは当然でありまして、地元の自治体も含めて反対決議を上げています。それを状況が変わったのではないかと、そういう言い方は私はどうかと思っています。

ずっと話を聞いてきて、とにかく今はわからない、5.5年たってみてから考えようという論議をやっていて、延長するかどうかはわからないし、あとはやってみなければわからないみたいな話だと、本当に1年前の1,800万円が35億円になるということのように、私たちは、それでは理解ができないのです。しっかりと、これは責任をどうするのか。ここでうやむやにしてしまうと、結局2年後3年後に、また5.5年という同じ話を繰り返すと思うんです。ここでしっかり総括をして、500万円稼ぐのに4倍も経費がかかっているんですよ、これだけでも私は、今ここでこそやめたほうがいい、ここはお金の無駄遣いだと思っています。

（ 休 憩 ）

（南アルプス林道について）

中込委員 　中部横断自動車道沿線活性化構想というのがありまして、これに関連をしまして質問をさせていただきたいと思っています。

知事は、一昨年に構想をつくり、今その推進協議会をつくってスタートしてい

る。中部横断自動車道は、8年後ぐらいに完成するという予定であるということなんです。これまでの間に、沿線の地域が活性化するような準備をしておかないと、ストロー現象でだれもおりてこなくて、かえって過疎化を促進するような道路になってしまうのではないかとあります。林務に関する林道等について、今から質問したいと思うんですが、私の基本的な考え方は、今の最終処分場の問題もありますが、地域を活性化することは、県のこういう地域を主導するいろんな施策があるんですが、基本的にはその地域の人たちが本当に自分たちのところを活性化しようとして、行政と地域の人とそして一般の業者とが一体となってこれからやっていかないと活性化しないだろうと思っているんですね。

そんなことで、今度はあそこにある資源を考えたときに、南アルプスという大きな観光資源がある。これを活性化することが、山梨の活性化につながるだろう、観光という面でもですね。そんな観点からいったときに、あそこに南アルプス林道というのがあるんですが、現在の状況で、この林道を観光のためにフル活用できているかということがちょっと問題だと思います。この開通期間、利用できる期間はいつからいつか、まず聞かせてもらいたいと思います。

深沢治山林道課長 去年の例で申しますと、6月25日から11月9日まででした。

中込委員 6月の下旬から11月初旬というのと、7、8、9、10月の4カ月強、この間だけ利用できて、南アルプスが見られると、こういう状況なんです。

これは林道ですから、観光として使っているのか、林道としての本来の効果を出すために使っているのか。それと林道としての利用の目的というのはどんなものがあるのでしょうか。

深沢治山林道課長 今委員に御指摘いただきましたように、あそこには1,200ヘクタールの人工造林地がございます。この人工造林地の管理、経営、それから治山、砂防事業の工事のために、また、県道を守るために使っております。

観光目的で利用されている頻度が非常に高いということでは、県内の中でも特異な林道ではないかと思っております。

中込委員 今課長のお答えからすると、一番大きくは観光であると。あとは治山のため、あるいはその造林のため等に使っているということですが、すべてが使える期間は6月下旬から11月の初旬ということでしょうか。

深沢治山林道課長 観光目的以外は、積雪、それから落石のおそれのない期間は通行させております。

中込委員 一番のメインである観光でも約4カ月ちょっと、これだけのためにあれを維持管理、あるいは過去の崩落のような事例も聞いているんですが、どのくらいの予算をもって維持管理しているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

深沢治山林道課長 年間の維持管理費、改築も含めまして、近年では約年間3億円程度を使っておりますが、平成14年の崩落以降、その復旧に対応した金額は13億円です。

中込委員 いずれにしても、10年後まで、南アルプスを観光資源として使うときに、その林道だけでいいのかという考えがあると思うのですが、例えば、崩落したときに13億円かかって、毎年3億円となると、10年間を単位に考えた場合には、

例えば維持だけで30億円、それで崩落への対応が13億円で43億円です。南アルプスというのは地盤が弱いというような状況を考えたときに、例えば、この前、県土整備部のほうでも質問したんですけれども、林務と県土整備部それぞれで、南アルプス全域の観光も含めて、地域として、一番効率的な造林をしたり、あるいはいろんなことを考えたり、堰堤をつくったりしているんですが、あそこにもう一本県道を、トンネルを掘って、それが何十億かかるかわかりませんが、地域をよくするため、山梨県をよくするため、南アルプスの観光資源を生かすためにということで、それぞれ観光、林務、そして土木等で一緒になって、その辺のために話すというようなことはないのでしょうか。

深沢治山林道課長 現在のところ、ございません。しかしながら、私どもは、本来の林道の使い方である林道に特化して使いたいという思いはございます。

中込委員 そうであれば、もし、道路、トンネルがあそこに開通して、県土整備部のほうでそちらを維持管理するならば、南アルプス林道を林道として特化してやる。そのほうが効率的というのが、課長のお考えでしょうか。

深沢治山林道課長 全体の事業費の費用対効果というものもあるかと思いますが、今の話をしました3億円については、一応私どもの予定としましては、平成24年まで毎年3億円程度のお金をかけると、大体改築が済むのではないかとということです。その後は、2,000万円から3,000万円の通常の維持費で管理できるのではないかと考えています。しかし、平成14年からの大崩落がありまして、委員、御案内のように、非常に脆弱な地形、地質のところでございますので、何があるかわからないということであれば、やはり、それなりのセクションで、それなりのものをという思いはございます。

中込委員 ここだけに言う問題ではないと思うんですが、例えば中部横断道沿線地域活性化構想ということになれば、観光、森林環境、あるいは県土整備など、いろんなところでやるんですが、どこかがイニシアチブをとってやっていくということだと思うんです。やはり、常に自分の正面だけで仕事をやっておけばという統括的、効率的な予算の使い方ではなくて、本当に山梨をどうする、南アルプス沿線地域をどうするという、活性化をしようというときに、そういう広い観点で、どこかがイニシアチブをとるのを待っているのではなく、自分たちの正面から言い出していくぐらいの積極的な行政をやっていかないと、結果は出てこない。守りの行政ではなくて攻めていくという、そういう行政にもう変わっていく時期が来ているのではないかとと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

深沢治山林道課長 委員が冒頭に申されました、中部横断道沿線地域活性化構想、これの協議会のもとで、各ブロックが3つあるわけですが、地域の皆さんが御論議をされているということは承知しています。これも先ほど委員が申しましたけれども、具体的な取りまとめは協議会の場でされるのでしようが、その地域の実情として、地域の皆さんからのいろんな御要望が上がってくれば、そこで、ハード、ソフト両面から可能な限り対応はしてまいりたいと考えております。

中込委員 先ほど私が言いましたように、いずれにしても地域が盛り上がって、それを行政がバックアップする形が結果につながるだろうと思っています。今の課長のお考えを聞きましたので、今後ともそういうことでよろしくお願いします。桃の木温泉から奈良田へ抜けるトンネルをつくれれば、今課長から聞いたとおり、林道は

林道として特化してやってもらって、総合的に観光と結びつけば、ということで、地域からそういうことが出るようにしていきたいと思います。またよろしくお願ひしたいと思います。

また、今課長が言われましたように沿線活性化構想で、北部、中部、南部となっていますが、推進協議会のこの間の概要を読ませていただいたところ、例えば、ダイヤモンド富士というのが、1月1日に高下で見えるんだそうです。そして、南アルプス、城山というところへ行くと、冬至のときに見られると。ということは、ダイヤモンド富士は、場所を移動していけば、ほとんど1年間見られるわけですね。移動さえすれば。そういうときに、林道などを活用して、そういう、地元のダイヤモンド富士をもとに、人を呼ぼうというようなソフトが開発されたときには、林務のほうでも、例えばカメラマンが撮りやすいようなところの林道を大いにやってもらう、あるいは上の木を切ってもらう、このようなことは、御配慮いただけるかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

深沢治山林道課長 まず、木を切れるかどうかにつきましては、なかなか難しい問題もあろうかと思いますが、御要望に沿った形での事業は現在までも各地でしています。

それから、展望台また駐車場でございますけれども、これは新たにつくるということはやっていませんが、私どもの設置した残土処理場、それからカーブの広いところ、廃道を使って広げるというようなものは、各地の林道でやっています。それを、観光のために使っていただくということはやっておりますので、先ほど申しましたけれども、各ブロックでいろいろ御意見をいただきまして、積極的に対応はしていきたいと思っております。

中込委員 林道を利用したエコツアー等も、今後私の知っている仲間などが計画したりということがありますけれども、またいろいろと協力をいただきたいと思っております。

（自己責任による林道使用について）

また、林道に関して、ちょっと違うんですが、自己責任ということについてです。山に行ったときに、いろんな工事をしています。あるいは、6月の下旬から11月、夏の間と、いろんなところで通行どめがありまして、本当に山を愛して、じっと準備をしていく人にとっても、それによってもう行く気がなくなってしまうというような状況があります。今、山梨県では、林道の通行どめはどんな状況か、ちょっと教えてもらいたいと思うんですが。

深沢治山林道課長 現在私どもの管理している県営林道は181路線ございますけれども、冬期閉鎖しています林道は80路線、年間には96路線で、これにつきましては、専ら林道、林業のために使っていますので、一年じゅう通行どめにはしています。あと全面通行可能にしています林道は5路線ありまして、これは当然住民の生活のために使っています。

残念ながらといいますか、私どもの林道の管理規定の中には、歩行者に関する規定はございませんので、専ら車であります。ただ、御存じのように、冬場、特に春にかけての落石、それから雪崩等、非常に危険な状況というのは、私どもが管理を直接してまして、非常に認識しています。危険回避のためにも、歩行者も通行は御遠慮願っているということです。強引に通られる方もいらっしゃるし、私どもがとめているのに、わきを通って行かれる方もいるわけですが、積極的に通っていただいていないという状況です。

中込委員 車については、かなりの部分が閉鎖で行けない。人についても基本的にはだめ

だけれども、そのまま強引に行くものもある、こういう状況ということなんですね。閉鎖する理由というのは、何でしょうか。

深沢治山林道課長 先ほど申しましたように、非常に危険だという認識です。いろんな訴訟の例がございまして、歩行者でも、落石があった場合は管理者の責任を問われていまして、幸いにして本県ではございませんけれども、日本各地におけるのが、また死亡した事例でいきますと、ゲートが閉鎖しているにもかかわらず入って事故に遭った場合でも、道路管理者が負けております。負けるという訴訟の場面でも、示談ということで賠償金を支払っている例が100%です。そういう危険を回避するといいますか、事前に私どもが把握している今の状況では、なかなか歩行者の皆さんに積極的に勧めて、通っていただくという状況ではないという認識をしています。

中込委員 閉鎖しているのに入って行って、事故が起こり、それを訴訟して弁償してもらうというのは、我々も普通に考えればおかしいと思うんですね。例えば、実際、物理的にはそこにガードマンを置かなくてはいけないとかあるんですけども、私は自己責任を持ちますという一筆、そういうものがあっても訴訟は負けるんでしょうか。本人が、私は自分の意思で入っていきます、事故が起こっても、決して私は県の管理責任は追及しませんというのを一筆書いても、ですか。そういう事例はあったんでしょうか。それとも、書いておけばそれはいいのか、課長の見解はいかがでしょうか。

深沢治山林道課長 まず、一筆書いてという事例は、私は承知しておりません。しかしながら、ゲートが閉まっているときに、ゲートをあけて車で入られて、助手席に乗っていた方が死亡して、道路管理者が賠償金を支払っています。それと、学校で引率の教員、生徒、106名だと思いますが、雨が降っていたので、森林組合が入山の中止を勧告したけれども、先生はそれを無視して生徒を引率して中に入った。しかし、そこで落石に遭い、子供さんが1人亡くなった。それも、道路管理者である村が賠償金を支払っております。

中込委員 訴訟のことはよくわからないんですが、今の事例を挙げても、その一筆はとってはいないという感じがしますね。私も山が好きで行くんですが、北岳に冬に行こうとしても、南アルプスのほうからは行けないという状況です。事故を起こす人間は、全然準備もしていないような方で、そして訴訟をする。そういう一部のやからのために、まともに登山訓練をして、装備をきちっとしてるのに、そこら行きたいという者が入っていけない。これから中部横断道沿線地区を活性化するためにいろんなアイデアが出てきてやろうとしても、一部のそういう者のために、みんなやる気がなくなってしまう。現に、農政部に関してもそうですけれども、本当に農業活性化をやろうとしても、農地法があるからだめだと。これは法律があるからしょうがないんですけれども、これからは、自己責任というものについて、きちっとした書類をとってというようなことをしながら、自分勝手な人間だけのために後で訴訟されたら県が困るとか、そんなことでやるのではなくて、この地域を、自然を楽しもう、あるいは、この地域を、林道を十分活用をしよう、林道も昔のように、今言ったように十二分に活用して、多くの人にそこを利用していただく。そういう積極的な行政をするために、例えば1つ、どこかにきちんと管理人を置いて、自己責任をとる人間についてはそれをやるという、モデルケースになるところをつくる。これは、自己責任をとる県民になろう、そういう国民になろうということもどこか前向きにやって、そういうことをみんなに周知徹

底していくような積極的な案をとれないかといつも思っているんですが、その辺について御意見をいただければと思います。

深沢治山林道課長 山に入られる方々が、委員のような自覚を持ってといいますか、自己責任をきちんと自覚しながら入っていただけるのであれば、これは非常にありがたいことで、私どもも通ってもらっては困るというようなことはないかと思いますが、なかなか難しい問題だと思っています。通年で林道を利用して、観光に、ということは、おっしゃることも非常によくわかりますけれども、現状ではなかなか危険なところに立ち入っていただくというのは、非常に難しいかなと思っています。

中込委員 今の課長の答弁は、現状では立ち入っていただくということでしたが、いたくのではなくて、本人が行きたいんだから自分で責任をとれということ。まさに、例えば山に行くと、工事中だから、この間はだめですという看板も張ってあります。でも、その工事の場合でも、工事業者は土日には仕事をやっていないでしょう。ほとんど休むと思いますね。そのときも、何で入れないのか。工事をやっているときは邪魔だし、危険だからといっても、土日は仕事しないからちょっと通路があくんだったら、土日は通行可能として、それ以外は考える。何を言いたいかという、常に積極的にするのか、どっちをしたいかです。要するに、事故なく何もしないことを主体にするのか、まじめに自然を楽しもう、あるいは山を楽しもう、そういう人たちの大多数のまともな人に対しての施策を打つのか。その視線をどこに置くかによっては、看板も違ってくるだろうし、そういうことも出てくる。私は、ぜひ、これからは、本当に自己責任を確立しながら、まともに自然を楽しもう、その自然の教示を得ようという人たちに焦点を当てた行政をやってほしい、これはすべてに通じると思う。そんな感じがしていますが、これは意見を述べて終わります。

以上です。

（林業振興について）

小越委員 林業振興についてお伺いいたします。

本会議で、人工林資源は成熟しつつあるとの答弁がありました。そこで、まず、具体的な成熟度についてお伺いします。平成13年の山梨森林林業基本計画によりますと、平成13年の総蓄積量は5,814万4,000立方、成長量129万7,000立方とあります。21年は出ていないのであれば、平成20年度の総蓄積量と成長量はどのぐらいになっていますか。

宇野森林整備課長 まず、森林蓄積量でございますが、県内全体で6,455万立方という数字が出ております。今、成長量のお話をされましたが、今、手元に数字がございますので、また後ほど。

小越委員 それから、伐採量が10万立方、素材生産が4万8,000トンと、13年の森林の資源の中にも書いてあるんですけど、それは、20年度は、どういう数字になっているのでしょうか。

安富林業振興課長 素材生産量につきましては、20年度8万4,000立方と、ふえてきております。

小越委員 伐採は。

安富林業振興課長 伐採量というのは、素材生産量ですね。

小越委員 この平成13年の森林資源の中身を見ると、伐採量10万で、素材生産量4万8,000と書いてあるんです、森林林業基本計画のところで。そうしますと、今素材生産量8万4,000とおっしゃいましたが、それがイコール伐採量ですか。伐採して、林地残材とかがなくて、伐採したものすべて素材生産に使われているというふうに変わったのでしょうか。

安富林業振興課長 伐採量は、森林の中で伐採された量ということです。

小越委員 だから、量は幾つなのですか。

安富林業振興課長 現在ですか。

小越委員 20年。

安富林業振興課長 申しわけありませんが、20年の数字は、手元にありません。

小越委員 平成13年は、総蓄積5,814、成長量129万、そして今お伺いしましたら、20年は、総蓄積6,455万、成長量も多分100万ぐらいあるのではないのでしょうか。素材生産は4万8,000から8万4,000ということで、伐採は平成13年10万ですから、多分、倍ぐらいの伐採がないと素材生産にならないと思うので、倍ぐらいにふえていると思います。しかし、伐採量、素材生産量が倍にふえているといっても、総蓄積量もふえています。成長量は100万ぐらいあるわけですから、成長量分も切っていない、素材生産を行っていないと思うんです。だから、100万くらい素材生産があってもいいのではないかと思うんですけど、10分の1程度しか素材生産に回っていないとすると、それはなぜなのでしょう。

安富林業振興課長 伐採量がふえていないということですがけれども、今の数字は、もともと森林資源量というところから導き出しておりまして、実際に伐採をしますと、林道からの距離がどのくらいあるか、それから、その場所は例えば植えてあったとしても、伐採して崩壊が起こらないとか、樹木の形状が柱とかに利用できるようなものになっていて、実際に切れるのかとか、いろいろな条件がございますので、成長量そのままを切るところまでは行っていないと考えております。

小越委員 そうしますと、人工林資源は成熟しつつあるという答弁があったんですけれども、では、山に今どのくらい切って材になる、お金になるものがあるのか。成長量、全部切ったらまずいと思いますよ。だけど、伸びてきた分だけ、成長量に近い分ぐらい切らないと、後はずっと大きいままで、老化するくらいかと思うんです。どのくらい今切れる木があるんですか。

安富林業振興課長 先ほど答弁しましたけれども、個々の山林の状況によって変わりますので、全体で幾らということは、ここではちょっと申し上げられません。しかし、提案型集約化作業ということで、具体的にどこを切りますという計画を今後つくっていくことになりますので、その中で、具体的な量というものは決まってくると思います。その計画の中で決めていきます。

小越委員　　では、県とすれば、今山にどのくらいものがあり、どのくらいの価値がある、それをお金に換算すると幾らあるかというのは、つかんでいないということですか。行ってみなければわからないということですか。

安富林業振興課長　森林資源そのものを評価するということは、材木としての評価もありますし、いろいろな評価がございます。広域的機能の評価も試算してはいますが、そういうものをすべてひっくるめての評価になるかと思えます。

小越委員　　今の話を聞くと、成長量もわからないし、どのくらい切るべき木があるかわからないというのは、次の林業振興をどうしていくかが見えてこないと思っています。

それでお伺いしたいんですけど、この木質バイオマス推進計画によりますと、本県木材の流通ということで、平成18年度には、県内素材生産量は5万9,000になっています。5万9,000のうち、製材工場に2万3,000、そしてチップに残りが行っています。ただ、県内製材工場に2万3,000行くんですけど、県外からも2万6,000来ています。足した4万9,000から建築材や土木に回って、また県外へも2万行っています。結局、最終的には、平成18年のときには、この素材生産5万9,000に対して、建築材とすれば1万7,000しか使われていない、流通していないということになっているんですけど、これ、20年度はどうなっていますか。

安富林業振興課長　先ほど答弁いたしましたけれども、県産材の生産量は8万4,000です。そのうち、製材、いわゆる県内で製材されている需要が3万7,000立方です。

小越委員　　建築材は。

安富林業振興課長　それが、建築材となっております。そのほかに、チップ材に回っております。

小越委員　　違いますよ。県内製材工場に3万7,000行っているとしたら、その後に、建築材と土木、梱包、県外と3つに分かれています。木質バイオマス推進計画によると、県内製材には8万4,000から3万7,000行っていると思うんですよ。そしたら、建築材とすれば、18年のとき1万7,000だったんですけど、3万7,000にもふえているということですか。

安富林業振興課長　製材のうちの建築材ということですが、手元に資料がありません。

小越委員　　では、もう一つ聞くんですけど、県内の建築需要は平成18年度は18万立方あると書いてあるんです。この県がつくった資料では。しかし、そのうち県外から16万3,000入っているんですよ。すなわち、県内で生産した素材生産から県内の建築所へ回っているのは、18万から16万引いた2万しかないですよ。20年度の県内の建築需要は何立方あって、そのうち県外からどのくらい来ているんでしょうか。

安富林業振興課長　私の手元にある資料の生産量8万4,000立方というその数字の中での説明になりますけれども、県外から入ってきているのが1万6,000立方、うち外材が5,000立方です。

小越委員　　県内建築需要はどれくらいですか。

県内建築需要、これ、18年度のところに数字が入っているから、20年度もあると思うんですよ。この文章によれば、18年度は、県内で生産された5万9,000のうち、2万3,000が県内の製造工場で建築用の製材に加工されています。これに対し、県内の建築需要量は18万あり、供給の不足分は海外を含む県外から輸入されています。すなわち、本当は県内で建築需要はいっぱいあるにもかかわらず、県内の生産が追いつかないから、県外、それも海外から来ているというのは、20年度も変わらないのでしょうか。その数字が、県内需要が幾つかを知りたいんです。

安富林業振興課長 県内需要は先ほど言いましたけれども、製材が3万7,000立方ということで、内訳の建築へのくらい、土木用材へのくらいという部分は今手元に資料がございません。

小越委員 私の言っていることがわからないと思います。県内での建築需要はどのくらいあるか、それに見合った山梨県内の素材生産をするには、どのくらい必要かということ、聞きたいんですけど、ちょっと話がかみ合っていないので、次に行きます。

県内の建築需要を県内産で賄う、そして、この県内の建築需要のほかにチップもあります。そうしますと、素材生産を平成20年度は8万4,000と言いましたが、これでは足りないと思うんですよ。18年度の県内建築需要だけでも18万あるわけです。18万だけど、足りないから県外から持ってきている。18万もしくは、県内チップも入れると、8万4,000ばかりではなくて、もっとたくさん素材生産をふやさないと、県内で必要な木材を県内で賄うことができないと思うんですけども、その考えでよろしいですか。合っていますか。

そして、需要が生産に追いつかないと思うんです。先ほど成長量がわからないと言ったんですけど、ここの総蓄積量は6,455万で、ふえています。宝の山がいっぱい山にあるわけです。需要はあるわけですから、それを切って、素材としてチップやそれから県内建築へ回せば、素材としてつくれば回っていくと思うんですけども、そこで聞きたいんです。供給方針ということでこの前、答弁がありました。供給方針を、3流域で決めてきたんですけども、その方針に基づいて平成25年までに、供給をしていくと。たくさん切り出していくと言いましたが、どのくらいふえるのでしょうか。

安富林業振興課長 供給方針は3流域ごとにつくっておりますけれども、現状値を、3流域ごとに申し上げますと、富士川上流域では13万7,000立方が18万4,000立方、富士川中流域では9万4,000立方が15万9,000立方、山梨・甲府流域では10万立方が15万立方、おおむね1.5倍ぐらいが5年後の供給量です。そういう目標でやっています。

小越委員 それで、この3流域を足すと33.10万立方、5年だから、5年で割ると6.62万立方です。今度ふえたところは49.3万立方で、25年までの計画だから、これを5で割るわけですね。そうすると1年間に9.86万立方、単純に計算しますとね。先ほど20年の素材生産が8万4,000万立方と言ったんですよ。9.86万立方って、そんなにふえていないんですけども、これで、素材生産量、先ほどの県内需要を含めて賄えるのでしょうか。

安富林業振興課長 県内需要の総量の詳しい内訳が手元にないんですけども、主に県内で生産されている材というものは、柱材を中心とした、成長してきた人工林を切っている

ものです。ですから、例えば合板みたいな板まで全部県産材100%でということになれば、足りないのかもしれませんが、現在の県内で生産する材としてはおおむね足りるのではないかと考えています。

小越委員　　そうすると、この木質バイオマス計画のここが違うんですよ。18万の建築用製材の需要量があるのに、16万も県外から来ていると。そうすると、今課長が言ったのは、ちょっとは県外から来るかもしれないけど、需要は十分で、今のこの素材生産で賄えているということですか。十分今の素材生産の金額だけで、山梨県の需要が賄えているという認識なんですか。

安富林業振興課長　先ほども申し上げましたとおり、県内で生産される材の供給という面におきましては、ほぼ大丈夫なのではないかと考えています。

小越委員　　それは、外から持ってくるからつじつまが合っているわけでありまして、外から持ってこないで、県内のものは県内でやろう、県内の山にいっぱい材があるわけですから、それを使っていく方向に変えないと。外から持ってくれば、それは、供給と需要のつじつま、帳じりが合うんですけど、そこをやっぱり変えていかないと、と思っています。

答弁の中で、所有者の意欲が低下しているということがありました。それは、なぜ低下しているんでしょうか。

安富林業振興課長　材価の低迷というところだと考えています。

小越委員　　では、その材価の低迷で低下している意欲を高めるため、どのようなことをされていますか。

安富林業振興課長　材価を回復するといいますか、高く売れるようにするということが一番と考えますので、搬出コストの削減という取り組みをしています。内容については、高性能林業機械の導入、それから作業路網の整備です。

小越委員　　作業路は、先ほどのスーパー林道みたいなものではなく、作業道、作業路、網ですよ、もっと細かい、本当に機械が入る道だと思います。そこで、聞きたいんですけども、チャレンジ山梨行動計画によりますと、この作業道の整備は、平成19年度12.2、平成20年度、7.3、21、22年度4キロと書いてあるんです。もっと小さい作業網とか作業路が必要だと思うんですけど、この整備は、本当に切り出すための機械が入るところなんですけれども、チャレンジ山梨行動計画でも4キロだということで、これで、コスト削減に向けた、作業道の整備は進むのでしょうか。4キロで妥当なんですか。

宇野森林整備課長　作業道の整備につきましては、造林事業ということで、積極的に推進しているところです。今委員から御指摘がございましたが、作業道としてはチャレンジ山梨でそういった結果が出ているということもございますけれども、各種補助事業、あるいは先ほどお話があった作業路というもので、林内で1回きり、伐採のときだけ使うようなものは、若干、統計に載ってこない部分もございますので、もうちょっと進んでいるかと思えます。ただ御指摘のとおり、実績が低いということは事実であると認識しております。

小越委員　　4キロだとすると、林務事務所で割っても1つの林務事務所1キロですか。作

業網は本当に細かくしなければならないので、とてもこれでは切り出すのに少な過ぎると思っています。日本は、1ヘクタール当たりの作業道の整備で、林道も、小さいものもすべて含めて17メートルです。オーストラリアは87メートルということで、急峻なところであってもかなり作業道を含めて林道も整備されているんです。やっぱり大きい道ではなく、作業路、網にもっとお金をかけなければいけないと思っています。

もう一つ、材を出すとプラスになる。今切り出しても金にならないから、切り出し間伐で置いておけばいいと。そうではなくて、例えば鳥取県では、搬出材に1立方3,900円補助を出していて、予算額は全部で2億4,400万円です。山梨県でもこういうふうに検討したらどうでしょうか。

安富林業振興課長 神奈川県とかでも搬出費の補助を出していることは承知しています。本県におきましては、森林整備加速化の基金事業のところ、間伐材の搬出についてコストを支援しております。

小越委員 1立方当たり、幾らですか。

安富林業振興課長 3年間の計画で出してもらうわけですがけれども、1年目は1立方、3,000円です。

小越委員 こういう搬出材にもっとお金をかけて、出すとお金になるというようにしていただかないと、出せば出すほど金がかかるとするのはだめだと思いませんか。

やっぱり県内のものは県内で使うというようにしていかなければならないんですけど、どこにお金をかけるかだと思っています。私、県土整備部のときも言ったんですけど、山梨の林業費は、純粋な林業費なのでいっぱい入っていますけど、平成14年度全体の予算の6.3%で、316億円かかっています。それが今、20年度の決算で4.3%、195億4,200万円まで、ずっと減ってきて、半分までは行きませんが、3分の2近く減ってきました。山梨は森林県だけど林業県ではないと言われて、こういうところにもあらわれているんだなと思います。片や、もう一つ、私、お願いしたいのは、林業費の占める割合は、全国で20年度、第2位です。すごいかけているなと思ったんですけど、よく考えてみると、山梨県の総蓄積量は全国で30位です。素材生産はたしか38位、そして製材品出荷額は42位です。蓄積量は、面積が広くないため、森林県だけれども森林蓄積量は30位だと。そして、素材生産は38位、そして、製材品出荷額は42位ということで、どちらかというとな少ないのに、林業費の占める割合が第2位なんです。

この金額を見ていきますと、驚くことに、断トツは岡山県です。その次は北海道ですけど、金額でいくと、山梨県は5番目なんです。長野県よりもたくさんお金を使っているんです。秋田県とほぼ同じぐらい使っています。もちろん、宮崎より、大分よりも少ないです。鳥取、島根よりも少ないです。だけど、こんなに金をかけているのに、どうして森林振興が進まないのでしょうか。

宇野森林整備課長 全国的な比較の話がございました。私も初めて聞いたような数字も若干ございますけれども、山梨県の場合、もともとは森林がこれだけ面積がございました中で、林業生産という部分が余り積極的に行われてこなかったという実態があるかと思えます。

先ほど秋田県あるいは大分県というところは、元来、もともとの林業地ということで、古くからの林業が盛んだったというところなんです。やはり林業生産の技術

的な部分ですとか、あるいはそういった産業などの基盤が従来からあったのではないかと推測されると思います。

一方、山梨県の場合は、もともとはそういった林業生産という部分を、それなりにやられてきたところがございますけれども、そういった強固な基盤という部分がやはり脆弱だったことがあるのではないかと考えております。

そういった観点から今、県産材、地域材ということで、利用を進めるための取り組みをさまざま進めているところでございます。いずれにしましても、県が直接木材を切って生産をするというわけにはいかず、民間の事業者さんにやっていただくという中で、やはり、そういった方々の足腰を強くして、少しでも県内の需要にこたえていくような供給をすることを進めていく必要があると考えています。

小越委員

今の課長の説明でいくと、県内の需要を県内で賄っていくことはできないんですよね。先ほどは、何とか需要と消費の帳じりが合うから、素材生産はこのままでいいと。違うと思うんですよ。需要は確かにあると思うんですよ。例えば、甲斐の家ですよね。森林林業基本計画によると、平成25年までに年間500棟という予定があるんですけど、このチャレンジ山梨行動計画によると、年間45戸です。あと残り2、3年ですけど、平成25年までに今の年間45戸をどうやって500戸まで上げていくんでしょうか。

安富林業振興課長

現在チャレンジ山梨行動計画に載せている家、これは、先ほど予算のところでも御説明いたしましたけれども、県産材のプレゼント事業の数字を目標にしています。ですから、森林林業基本計画における甲斐の家というもののとらえ方、基本計画とは数字の性質が異なっております。

小越委員

では、甲斐の家は、森林林業基本計画では500棟になっていますけど、今何棟で、その目標はどのくらい達成できているんでしょうか。

安富林業振興課長

済みません、資料がありません。

小越委員

民主党政権になりまして、新しく森林林業再生プランというのを発表しました。コンクリート社会から木の社会へということで、今後10年間のうちに、2020年までに木材自給率を50%にする、100万人雇用をします。あるいは、今後10年間にドイツ並みの路網密度を達成するという計画を発表するようです。先日も、森林総研の方がおっしゃいましたけど、公共建築物は今建てかえ時期にあると。県産材を使って木材建築をする、今、県産ラベリング材も人気のようですが、新聞によりますと、途中でもう終わりですと言われたりしているということです。例えば、国は自給率50%にしているんですけど、公共建築物に山梨県の材木を使うという県の数値目標とかあるんでしょうか。

安富林業振興課長

今、国会で公共建築物への木材利用の法案を提出しようとしているところですけども、その中で、基本方針が決められた、農林水産省、厚生労働省、国土交通省では、低層の公共建築物は原則木造だという方針を出してくると聞いております。県でもそういう基本方針をつくることができるという規定になっていますので、県としましても、つくるということで考えていきたいと思っています。内容につきましては、現在もやっています庁内の次長クラスで構成する連絡会議、その下に実務者レベルの課長補佐が集まる研究会もございますので、その中で具体的に目標なり使用方針を考えていきたいと思っています。

小越委員

ぜひこの機会に、100%を目指してもらいたいと思います。今つくるものがいっぱいありますよね、図書館、消防学校、県庁舎もそうです。笛吹高校とか、それから甲府の市役所も建てかえると言っています。県庁舎十何階建てを木造で全部やるとなると、東大寺のようで、難しいかもしれませんが、そうはいつでもこういう建物の中身ですとか、目に見える形で県産材を使うことは可能だと思うんです。小学校の建物を県産材でつくったとかということも全国に例があります。これを機会に、低層のものは100%木造で県産材を使う。先ほどもありましたが、蓄積量は6,400万立方もあるんですよ。県内需要だっていっぱいあるんです。山にいっぱい材は眠っているわけですよ。ただ、それが、どのくらいあるのか、成長量はわかりませんというのが心配で、行ってみたら価値がなかったというのでは困るんですけど。今、産業として林業をどうつくっていくのか。CO₂の削減もですけど、林業はやっぱりこれから最先端産業なんですよ。皆さんが一番御存じだと思いますけれども、ドイツでもフォレスターという制度があります。ドイツの林業に学びながら、日本でも、特に山梨県はこれだけ森林があり、県有林を持っている県ですから、山梨県が率先して産業として、林業を位置づけていかななくてはいけないと思うんですけど、林務長にそのお考えをぜひ聞きたいと思っております。やっぱり人も金もふやさなければいけないと思うんです。北海道と長野県にはたしか、林務部があるらしいんですけど、山梨県も林務部をつくったほうがいいと思うんです。これだけ県有林を持っているんですから。こんなに材があるわけですから、今後の山梨県の林業政策がどうあるべきか、林務長にお伺いしたいと思います。

前山林務長

先ほど来いろいろお話をいただきましたけれども、川上から川下へという言葉もありますけれども、川上の資源量は非常にある。その中で、昭和44、5年ころには、山梨県の製材所が350以上あったわけですけども、今現在50を切るような状況です。川上から川下まで同じ太さといいますか、チェーンのように回っていかなければ、委員御指摘のような県産材の活用というのはなかなか難しいわけです。森林県ではあるけれども林業県ではないと言われましたが、森林の蓄積力で林業が栄えた時期があったわけで、今、40年来蓄えてきたその人工林もあるわけです。人工林率は44%ありますが、それを全部切れるようになるのか、あるいは林道から近いところはみんな切れるのかとか、なかなかそのいろいろ難しい面もあるわけです。ただ言われたように、今一番必要なのは、道つきのところは大体人工林で、一回り切っていく状態です。今からは作業路を入れて、条件面のよいところから順番に、機械なども使いながら、あるいは森林組合にモチベーションを与えて出てくる材をふやしていく、そういう状況ですけども、やはり最終的に住宅というようなことになりますと、今申し上げましたように、製材所も含めた部分がよくなっていかなければなかなか全体として動かない。ただ、資源が大きくなっているわけですから、素材として県外に出していく、あるいは県有林であればFSC材ということで、県外に出していくような手もあるかもしれませんので、いろいろな手を混合的に使いながら、資源を、木材生産の面と環境保全の面、両方をうまく考えながら進めていく必要があるだろうと考えております。

小越委員

本当に、森林環境部を林務部にしてもらいたいと思うので、ぜひ頑張ってもらいたいと思っております。昔は県有林を切って、それで県の財政がかなり潤ったときもあったと思うんです。市役所もそうですけど。県有林が多いのですから、県の職員の人は、県有林がきっと頭に入っていると思うんです。今どこを切ればい

いのか、10年後20年後どうなっているのか。ドイツにフォレスター制度があるらしいですけど、そういうことも含めて、山梨県が林業最先端県になれる土台はあると思うんです。今までの蓄積もあるし、技術職の方もいらっしゃいますし、そして何よりも森林資源があるわけですから。ちょうど、国も林業を産業として位置づけるというふうに方法はかなり変えてきますので、今度、予算にも森林計画のつくり直しがあるかもしれません。山梨県の第1次産業をどう活性化させるか、林業を活性化するという事は、限界集落と言われた地域も含めて、その地域の中に人が入り、道が入り、産業が入り、お金が落ちてくるという、大事なことになりますので、ぜひ林務長を先頭に林業関係の職員の皆さんに頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告書については、委員長に委任された。
 - ・ 本委員会が、閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
 - ・ 1月25日に実施した県内調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 渡辺 英機